

平成28年玉村町議会第3回定例会会議録第1号

平成28年9月6日（火曜日）

議事日程 第1号

平成28年9月6日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 5号 平成27年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 7 報告第 6号 平成27年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 8 報告第 7号 平成27年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 9 議案第47号 平成27年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 認定第 1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成27年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 7号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 報告第 8号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第19 報告第 9号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第20 議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第49号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第50号 玉村町手数料条例の一部改正について
- 日程第23 議案第51号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第52号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第53号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 2 6 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
8番	島田榮一君	9番	町田宗宏君
10番	三友美恵子君	11番	柳沢浩一君
12番	浅見武志君	13番	石川眞男君
14番	宇津木治宣君	15番	筑井あけみ君
16番	高橋茂樹君		

欠席議員（1人）

7番	川端宏和君
----	-------

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原保宏君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	萩原正人君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	金田邦夫君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	齊藤治正君
上下水道課長	高橋雅之君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小板橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係長	松田純一		

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 着席願います。おはようございます。

7番川端宏和議員は、本日欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

平成28年玉村町議会第3回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、平成28年玉村町議会第3回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中ご参集いただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会は決算議会とも言うべき、平成27年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であり、その審議結果が来年度の当初予算や今後の玉村町のまちづくりにも反映される大変意義のある議会であります。私たち議会が議決した平成27年度予算が目的どおり適正かつ効率的に執行されたか、慎重な審議がなされることを願うところであります。

また、条例の制定や改正、あるいは平成28年度補正予算などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られますようお願いするものであります。

さらに、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待しているところであります。

議員並びに町長を初め執行各位には、体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時2分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年玉村町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査の結果、同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。6月から8月までの監査、検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、1番月田均議員、2番渡邊俊彦議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る8月30日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。平成28年玉村町議会第3回定例会の日程の報告をさせていただきます。

去る8月30日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月16日までの11日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、平成27年度決算に関する報告5件及び認定8件並びに条例の新規制定や一部改正、平成28年度補正予算に関する議案等8件の計21議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各常任委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。次に、陳情の付託を行います。その後、町長より報告第5号から報告第7号までの3件についての一括報告があります。続いて、議案第47号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、認定第1号から認定第8号までの8議案について一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。次に、報告第8号及び報告第9号の2件について一括報告及び監査委員の審査意見報告を行います。その後、議案第48号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第49号並びに議案第50号について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第51号から議案第54号までの4議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。最後に、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は2人です。本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。その後、総務常任委員会を開催いたします。

日程4日目は、経済建設常任委員会を開催します。

日程5日目と6日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程7日目は、文教福祉常任委員会を開催します。

日程 8 日目及び日程 9 日目は、決算特別委員会を開催します。

日程 10 日目は、事務整理のため休会とします。

日程 11 日目は最終日となります。午前 11 時より議会運営委員会を開催し、午後 1 時 30 分より議会全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された陳情について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。次に、委員会に付託された議案第 48 号について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、決算特別委員会に付託された認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行います。最後に、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成 28 年玉村町議会第 3 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 9 月 16 日までの 11 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 9 月 16 日までの 11 日間とすることに決定いたしました。



○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇経済建設常任委員長（石内國雄君） おはようございます。経済建設常任委員長の石内國雄でございます。経済建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果について、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

日時は、平成 28 年の 6 月 24 日金曜日でございます。午後 2 時から午後 3 時半にかけて行いました。場所は、伊勢崎市の宮郷工業団地に行っていました。出席委員につきましては、経済常任委員会の委員、石内、町田、渡邊、浅見、筑井の 5 人と、それから議長の高橋議長でございます。それから、随行者としましては、事務局の局長の石関氏、それから議会事務局の補佐の齋藤氏でございます。また、都市建設課長及び主査の方にも出席をしていただいております。対応者としましては、群馬県の企業局団地課次長の坂西氏、補佐の石関氏、団地造成係長の木内氏、団地造成係の副主幹の戸

丸氏、産業用地係長の女部田氏でございました。

調査経過でございますが、伊勢崎宮郷工業団地の造成事業の現地調査を行いました。当工業団地造成は、伊勢崎市の東上之宮町、田中町及び阿弥大寺町地内で、国道354号北側、玉村町から伊勢玉大橋を渡ってすぐ左側に開発されております。開発手法につきましては、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業、都市計画事業であります。土地利用計画は、造成面積は58.2ヘクタール、群馬県でも最大でございます。分譲面積が47ヘクタール、公共用地が11.2ヘクタールありまして、道路として5.6、公園緑地として2.1、調整池または水路として3.5ヘクタールございました。手続としまして、平成25年の7月5日、事業化の決定、知事の同意を受けて、9月の27日に市街化区域の編入及び工業団地造成事業の決定が行われております。

造成工事の進行でございますが、平成25年の7から8月に用地の買収を行い、25年から26年にかけて測量、設計、これは第1期、第2期分、両方合わせての測量設計でございます。26年から27年度に第1期造成工事、それから27年、28年に第2期造成工事でございます。今現在第2期の造成工事を行っております。27年の1月の6日、第1期予約分の分譲を開始しております。分譲価格については、平米当たり2万2,400円、坪でいいますと7万4,000円でございます。第1期工事分の進出企業は、公募で4者、それから第2期分についても既に進出企業の下話はできている状況で、完売の予定でございます。

この開発は、群馬の良質な水、災害が少ない地域、雇用の確保、その条件がそろって、企業が選んで進出してきているようでございます。この地域を選ぶに当たっては、東毛広幹道と前橋玉村スマートインターチェンジによる高速道路への交通アクセスのよさがあり、伊勢崎市から企業局本部へアプローチがあったということでございます。この工業団地の雇用確保については、地元自治体、またハローワーク、伊勢崎市、玉村町に期待しているというようなお話がありました。場所等については、ここに地図が書いてあります。このような開発の平面図がございます。

考察といたしまして、今回視察しました伊勢崎宮郷工業団地は、国道354号線が開通したため、玉村町から新橋を渡ればすぐの場所の工業団地であります。県企業局との話によりますと、玉村町に隣接する工業団地であるため、雇用の確保についても玉村町に期待しているとのことでありました。玉村町にとっては、住民の働く場所の確保ができ、人口増加の一助となると、大いに期待されるものであります。町としては、この工業団地に働く者を見据えた住宅や公共交通の確保、充実を図るべきと考えます。また、町が今後新たな開発や事業を行う場合には、群馬県企業局との連携を大いに図るべきと考えます。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一文教福祉常任委員長。

[文教福祉常任委員長 島田榮一君登壇]

◇文教福祉常任委員長（島田榮一君） おはようございます。文教福祉常任委員長の島田榮一でございます。閉会中の文教福祉常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、平成28年7月13日から14日、場所が神奈川県横浜市役所、神奈川県横浜市中区港町1-1、2カ所目として神奈川県川崎市役所、神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地。調査項目1、横浜市の放課後児童育成事業について、2として川崎市の放課後児童対策、わくわくプラザ等についてということであります。出席委員につきましては、私を初め文教福祉常任委員全員と議長、それから随行者として議会事務局長、子ども育成課長、それから学校教育課長が随行いたしました。対応者といたしまして、横浜市はこども青少年局、矢吹 貴氏、議会局として神宮小百合氏、川崎市は議会局として仁平将志氏、こども未来局青少年支援室、前田忠夫氏、七海信一氏、浅水宏氏であります。

調査経過につきましては、当玉村町の現状の課題として、中央児童館放課後児童クラブの応募が例年に増して多く、待機児童が15名となっております。今後文化センター周辺の宅地開発により、この傾向はますます強まり、町としても何らかの対応が迫られております。こうした現状を踏まえ、当委員会として横浜市と川崎市という大きな都市の子育て環境について視察したので、次のとおり紹介いたします。

なお、資料をたくさんいただきましたので、資料を添付いたしました。後でゆっくりごらんになっていただきたいと思いますが、概略を申し上げますと、横浜市につきましては、放課後キッズクラブというのがございます。それと、はまっ子ふれあいスクールというのがあります。それから、放課後児童クラブと3通りの事業展開をしております。そういうことで、ちょっと資料をごらんになっていただきたいと思いますが、この7ページでしょうか、1-1、これがキッズクラブの概要が載っております。それから、1-2がはまっ子スクールの概要が載っております。それから、1-3が放課後児童クラブ、これが載っております。キッズクラブにつきましては、対象者が小学校1年から6年生というようなことで157カ所ございます。それにつきまして、このはまっ子スクールというのは実施数が184カ所、そしてこれは料金は無料というようなことになっております。それから、放課後児童クラブというのが228カ所で、これは利用料がちょっと高くて1万6,900円というふうなことであります。資料がありますので、後でゆっくりごらんになっていただきたいと思います。

それに対しまして川崎市であります。ちょっと資料をごらんになっていただきたいと思いますが、これも、これは全児童1年生から6年生が全て対象でありまして、全員受け入れると。待機児童はなしというのが特徴でございます。そんなことで、横浜市と川崎市を視察したわけでありまして、その大きな、まさに大きな都市の子育てというふうなことで、ちょっと玉村町とは様子が変わってはおりますけれども、小学校単位で考えれば何ら変わりはない。子供を思う親の気持ちは一つであります。

そんなことで、考察をまとめてみました。

横浜市と川崎市という日本を代表するような大きな政令指定都市の視察研修であり、横浜市については玉村町の約100倍という予算規模であり、比較対照するには無理な点もあろうかと思いますが、個々の小学校単位で考えれば、どこの地域においても子供の生活環境整備については同じような考えができるというふうなことであります。

子供の放課後の施策については、横浜市と川崎市を比較すると、横浜市は放課後キッズクラブ157カ所とはまっ子ふれあいスクール184カ所と、放課後児童クラブ228カ所の3通りの運営主体があります。それぞれが機能しております。川崎市は、わくわくプラザ事業の1本で、市立小学校113校内にプラザ室を設け、学校との調整により教育に支障のない範囲内で校庭や体育館などの施設を利用している。小学校1年生から6年生まで全ての児童を受け入れるため、待機児童はなしということであります。

当玉村町の今後の対応であります。今まで児童館を中心に放課後児童の対策がされてきましたが、小学校の放課後の生活は、小学校生活の延長線上の問題であり、小学校単位で考えるべき問題であるかと思えます。長い伝統と歴史によって、今日まで子育てするなら玉村町と言われてきましたが、共働き夫婦が大多数を占める今日、組織的に見直す時期に来ていると感じたところであります。一部署だけでなく、全庁挙げて取り組むことが期待されております。

以上をもって文教福祉常任委員会の所管事務調査といたします。終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。再開を10時15分ぐらいの目星としてロビーのほうへお集まり願います。

午前9時26分休憩

午前10時15分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、議会運営委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） 議会運営委員長の備前島久仁子です。議会運営委員会所管事務調査が終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、平成28年7月の4日から5日、場所は茨城県的那珂市議会と大洗町議会に行っていました。まず、那珂市議会でありますけれども、調査項目は議会改革と議員の定数、それから議員の

報酬の改定について調査してまいりました。大洗町議会には、議会改革についての調査をしてまいりました。出席委員は、私備前島と島田委員、石内委員、笠原委員、三友委員、浅見委員、議長と副議長にも同行していただきました。随行者、対応者は、お手元に配付したとおりであります。

まず、調査経過であります。那珂市議会における議会改革の主な取り組みでありますけれども、那珂市の人口は5万5,000人、この那珂市議会はまず議会基本条例というものを制定しております。議会改革特別委員会を設置しまして、その議会基本条例について調査を開始し、近隣の市議会の視察や市民アンケート、パブリックコメントを経て、翌年に基本条例を施行しております。議会改革特別委員会では、全部で25回の審議を実施して、議会改革については議会運営委員会に引き継ぎ、議員の定数や報酬については新たに特別委員会を設置して調査を行ってきております。

また、議会の報告会ということで、年1回以上はこの議会報告会を開催して、毎回50名以上の参加者があるそうであります。このときには、議案の審議などの報告や市民との意見交換もしております。また、議員定数等調査特別委員会を設置いたしまして、議員の定数や報酬や政務活動費の改正を行ってきております。翌年、26年3月に議員の定数、報酬等を調査する特別委員会を設置しまして、近隣市議会の調査をするとともに、公聴会での意見を参考としながら、特別委員会において議員の定数、報酬、政務活動費についての意見交換を行ったということであります。

また、公聴会の開催を行ってございまして、議会基本条例に基づいて市民から直接意見を聴取するための公聴会というものを開催してきております。そして、最終的な結論でありますけれども、議員の定数を4人削減し18名とし、議員の報酬は月額5万円増ということになりまして39万5,000円、そして政務活動費は月額2万円から1万円に減額を決定したということであります。

次に、大洗町議会における議会改革の主な取り組みであります。大洗町の人口は約1万7,000人です。議会運営としまして、いかに議会の傍聴者をふやすかということで、議会の開催前に議長名でDMの送付を行ったり、町内へ議会開催のポスターを掲示したり、傍聴者へのアンケートを実施しております。また、本議会での取り組みは、一問一答方式の一般質問や、傍聴者へ議員と同じ資料の配付、スクリーンを活用した一般質問などを行っております。また、常任委員会では、1日1委員会での開催や所管委員会外への委員会の出席、また常任委員会への町民の傍聴などに取り組んできております。また、イブニングセミナーというものを行ってございまして、これは町民の参加型のセミナーであります。このようなことを積極的に行ってきております。議会の議員の定数は13人でありまして、議員の報酬はそこに示してあるとおりでございます。

考察といたしまして、那珂市議会では議員定数等調査特別委員会を設置しまして、その中で議員の定数や報酬、政務活動費について研究してきました。公聴会も開催し、公募による市民からも意見を聞き、最終的に議員22名から18名へ減らし、報酬を月額5万円ふやして、1議員39万5,000円といたしております。これに対し、政務活動費は月額2万円から1万円に減額し、賛成多数で可決しております。報酬をアップした背景には、若者には専業で議会活動をしてほしい。しっかり仕事をす

るためには、もっと報酬を払ってもよいという声が多かったためであります。開かれた議会を目指してきた那珂市議会では、町内で議会の報告会や議会をユーチューブで見られるようにするなどの積極的な活動を続けてきておりますが、専業で議会活動をしてもらうという発想が、報酬のアップに結びついたと思われまます。

一方、大洗町議会での議会活性化の取り組みでは、全員協議会で町長が提案をしっかりと示して、何度でも話し合うことに重点を置いている点が大きかったと思われまます。議員全員に理解と了解してもらってから事業を進めたいという意図が強く、情報を共有して、執行と議会がともに納得して本会議に臨むために、混乱や否決が少ないということでもあります。また、議員の定数を削減することは、議会改革ではなく、予算削減から行政改革と考えているために、議会改革という点では考慮していないということでありました。

全国的に議会や議員に対する認識や必要性が薄れているのは否めまません。そのため、どこの議会でも活性化に向けての取り組みが進んできているように感じまます。玉村町でも、政治に対する意識が薄れ、投票率が低くなってきているのが現実であります。昔ながらの議会体制を見直して、町民に示す改革が必要であることから、町民と一緒に勉強できる講座をつくったり、議会での傍聴会へのアンケートなど、できることを進めていきたいと考えております。

また、20年以上も報酬アップがない玉村町において、議員の定数や報酬を調査する委員会を立ち上げて審議する必要を感じまます。さらに、各委員会から執行への政策の提言、予算への提言制度もつくりたいと考えているところであります。後ろ向きの諦めではなく、進む、活性化する議会づくりの体制を整備したいと感じております。

以上、所管事務調査といたしまます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたしまます。

これをもちまして、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたしまます。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、陳情の付託について議題といたしまます。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思ひまます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定しまました。

平成28年9月6日

玉村町議会第3回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
2	28. 8. 25	地方財政の充実・強化を求める 意見書採択についての陳情	伊勢崎市中央町30-4 勤労者会館 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 伊勢崎地域協議会 議長 根岸 慎一	総務常任 委 員 会



○日程第6 報告第5号 平成27年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第7 報告第6号 平成27年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第8 報告第7号 平成27年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第6、報告第5号 平成27年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第8、報告第7号 平成27年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。

ことしの玉村町ふるさとまつりは、第30回記念といたしまして開催したところ、皆様のご協力により盛大に開催することができましたことを厚く御礼申し上げます。また、花火大会を初めとする夏の恒例行事につきましても、盛大に開催できましたことを重ねて御礼申し上げます。さらに、各地区におきましても納涼祭が活気あふれる中に行われたことをお喜び申し上げる次第であります。

また、先日の議会で全会一致でご承認いただきました副町長の就任に伴い、新たな体制として役場職員一丸となって行政を進めてまいり所存でございますので、引き続きご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日平成28年第3回玉村町議会定例会を招集いたしましたところ、ご参会いただき、本定例会が成立しましたことを厚く御礼申し上げます。本定例会は、本日から9月16日までの11日間、21案件につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。各案件の内容につきましては後ほどご説明させていただきますが、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、平成27年度決算認定につきましては、それ

ぞれ会計別に適切に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます、報告に入らせていただきます。

報告第5号 平成27年度玉村町土地開発公社決算報告について。玉村町土地開発公社理事長職務代理者副理事長より平成28年5月27日付で平成27年度玉村町土地開発公社決算報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。27年度の主な業務は、土地造成事業におきまして東部工業団地西地区拡張事業の用地5万1,377平方メートルを取得し、金額にして5億3,466万3,232円を執行しました。

本年度決算は、収益的収支におきましては、受取利息及び雑収益による収入4万556円、一般管理費による支出が2万8,454円となり、差し引き1万2,102円の収益を計上いたしました。これにより、繰越準備金は2,909万5,189円となっております。

また、資本的収支におきましては、収入5億5,000万円、支出5億3,466万3,232円で、差し引き1,533万6,768円となりました。

以上、平成27年度土地開発公社決算に係る報告とさせていただきます。

報告第6号 平成27年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より平成28年5月20日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告します。

決算の概要につきましては、収入合計額は6,180万388円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額でありました。

また、補助金について、平成27年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を5,131万468円とし、既に交付した5,350万円から財団の繰越金相当額である218万9,532円の返還を受けました。

平成27年度も町の芸術及び文化の振興と発展に寄与することを目的に各種事業が行われました。事業種別では、自主鑑賞事業7本、共催鑑賞事業5本、住民参加事業1本、地域協働事業4本、町民応援1本、助成事業2本の6種、合計20事業であります。なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりであります。

報告第7号 平成27年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告につきまして説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より平成28年6月13日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、当期収入合計が3億7,755万2,181円、当期支出合計が3億7,278万8,829円であり、当期収支差額は298万3,352円の単年度黒字でございます。農作業受託の増加やWCS事業等が順調に推移した結果と考えられます。

玉村町の農業におきましては、平成26年2月の豪雪により甚大な被害を受けた園芸用施設の復旧は完了しました。また、集落営農組織の法人化が進み、新たに1法人が誕生しましたが、依然として農業従事者の高齢化、後継者不足の状況に変化の兆しは見えないのが現状であります。

公社事業につきましては、農地利用集積円滑化事業において、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械の貸し出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、WCS事業におきましては、作付面積は昨年同様ですが、神津牧場などの大口の契約先を初め県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。今後も生産農家と連携を図り、さらなる品質の向上に努めていきたいと考えております。

また、新規事業である道の駅管理運営事業ですが、町から道の駅玉村宿の管理運営事業を受託し、5月のオープン以降、さまざまなイベントを開催し、集客を図り、町の新たな情報発信及び地域振興の拠点としての道の駅の発展に寄与してきました。今後もさらなる集客増を目指すとともに、道の駅を通じ、地域の振興を図っていききたいと考えます。

その他事業の詳細につきましては、別紙事業報告書並びに収支決算書のとおりでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上、ご報告いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、日程第6、報告第5号から日程第8、報告第7号までの公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



○日程第9 議案第47号 平成27年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第9、議案第47号 平成27年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第47号 平成27年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成27年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度1年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は9,327万139円でありましたが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金及び建設改良積立金の取り崩しにより生じた3,492万7,305円の現金の裏づけのない未処分利益剰余金があり、未処分利益剰余金の合計額は1億2,819万7,444円であります。

内容については、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、未処分利益剰余金1億2,819万7,444円を企業債償還に充てるための減債積立金として7,327万139円、欠損金を埋めるための利益積立金として1,000万円、建設改良積立金として1,000万円、それぞれに積み立て、資本金として3,492万7,305円を組み入れるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



- 日程第10 認定第1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第2号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第3号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第4号 平成27年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第5号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第6号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第16 認定第7号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第17 認定第8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第10、認定第1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定についての8議案を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、認定第1号から日程第17、認定第8号までの8議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 認定第1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要ですが、歳入総額126億9,264万8,684円に対し、歳出総額は119億6,749万6,828円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億2,515万1,856円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が1億9,958万9,764円ありましたので、実質収支は5億2,556万2,092円の黒字となり、さらにここから2億7,000万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの2億5,556万2,092円については翌年度へ繰り越すこととさせていただきました。

まず、平成27年度の歳入の特徴としては、個人、法人町民税や軽自動車税が増加したものの、固定資産税や町たばこ税が減少したため、町税全体では0.9%の減少となりました。しかし、地方消費税交付金や地方交付税が大幅に増加し、また中央小学校大規模改造工事などにより国庫支出金や町債についても増加となり、そのため総額では前年度に比べ5.7%の増加となりました。

次に、歳出ですが、目的別に見ますと、農林水産業費、教育費等が増加した一方で、民生費、土木費、消防費等が減少しました。また、性質別に見ますと、物件費、維持管理費、投資的経費等が増加した一方で、補助費等、公債費、繰出金が減少しました。歳出総額では、前年度に比べて4.6%の増加となりました。

さて、当町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成27年度決算においては前年度に比べ4.0ポイント下降して92.8%となり、公債費負担比率についても前年度に比べ0.6ポイント改善して10.1%となりました。財政力指数については、前年度と同様の0.76となりました。

なお、地方債残高については、平成21年度から増加の傾向にあり、平成28年度末では前年度に

比べ6億4,920万5,000円増加して、104億3,438万8,000円となりました。

一方、財政調整基金残高については、平成26年度の決算剰余金2億4,000万円と平成27年度中に発生した利子144万円を積み立て、平成27年度の財源不足を補うため6億5,600万円の取り崩しを行った結果、平成27年度末では前年度に比べ4億1,456万円減少の15億6,128万円となりました。

これまで述べたように、経常収支比率、公債費負担比率については改善し、財政力指数については横ばいとなりましたが、地方債残高は増加し、財政調整基金残高が減少したことにより、将来にわたる財政負担は増加となりました。

ご承知のとおり、現在町では、文化センター周辺地区の土地区画整理事業や東毛広域幹線道路のアクセス道路の整備を初め、老朽化した施設の改修や道路、橋梁等の老朽化したインフラ対策のほか、高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費の増加など、多額の財源を必要とする事業を抱えております。そのため、今後はこれまで以上に厳しい財政運営が予想されますが、第5次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略、都市計画マスタープランの着実な推進など効果的な施策を展開することにより、伸長性のある財源を確保し、健全な財政運営を維持していきたいと考えております。

認定第2号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は43億936万2,175円で、歳出決算額は42億2,917万2,792円でしたので、実質収支額は8,018万9,383円となり、これを翌年度へ繰り越しいたしました。平成26年度の繰越金は244万2,778円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は7,774万6,605円となり、平成27年度の税率改正の影響で黒字となりました。

歳入の主なものですが、国民健康保険税は9億8,344万4,780円で、前年よりも7,600万円程度増収となりました。現年分の収納率は95.39%で、前年よりも0.58%上昇し、全体収納率は84.94%で、前年よりも3.83%上昇しました。

医療費に対する主な歳入ですが、国庫負担金として、現年度一般被保険者分の療養給付費負担金が4億2,720万5,112円、支払基金から交付される退職被保険者分の療養給付費等交付金が1億6,780万2,000円でございます。

その他の国庫負担金として、介護納付金負担金が7,140万1,801円、後期高齢者支援金負担金が1億6,275万5,333円でございます。

また、国の補助金として、調整交付金が1億8,184万円でございます。

65歳以上の前期高齢者の加入割合により負担調整され、交付される前期高齢者交付金は8億4,667万2,897円でございます。

県の支出金としての負担金、補助金については、総額で2億1,179万7,339円でございます。

県内の市町村で医療費を共同負担することで財政の安定化を図る共同事業の交付金は9億

2, 772万9, 860円となり、前年よりも5億156万円程度の増収となりました。これは、保険財政共同安定化事業の対象が、平成26年度以前は1件30万円を超えるものであったのに対し、平成27年度からは全ての医療費が対象となったことによるものです。歳入が大きく増額となりましたが、これに連動して歳出も大きく増額となっております。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など2億6, 306万4, 784円が繰り入れられています。前年よりも6, 600万円程度増収となっておりますが、これは保険税の軽減に伴う歳入減に対して交付される保険基盤安定繰入金が増額となったことによります。

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが一般被保険者分、退職被保険者分を合わせて24億7, 893万7, 905円でございます。

後期高齢者支援金等は5億3, 331万7, 638円、前期高齢者納付金は37万5, 152円、介護納付金は2億2, 313万629円でございます。

医療費を県内市町村で共同負担することで財政の安定化を図るための共同事業への拠出金は、歳入の説明の際に述べましたように、保険財政共同安定化事業の対象が平成27年度から全ての医療費になったことに伴い、5億4, 000万円近くふえ、9億2, 531万6, 047円となっております。

保健事業では、増加する医療費を抑制するため、予防を主眼に特定健診や人間ドックなどを実施し、3, 573万3, 036円の支出を行いました。特定健診の受診率は41%程度となっておりますので、引き続き制度の周知徹底を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も的確な歳入の確保と医療費の適正化をより一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

認定第3号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は2億5, 001万1, 527円で、歳出決算額は2億4, 864万7, 285円であります。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は1億7, 703万678円で、収納率は99.80%であります。

一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として5, 855万2, 919円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険料納付金1億7, 701万8, 032円と保険基盤安定拠出金5, 365万9, 919円であります。

実質収支差額については136万4, 242円で、翌年度へ繰り越ししました。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の方々にご理解をいただけてきていると思われまます。つきましては、今後もこの制度についてご理解いただけるよう、きめ細やかな対応を行っていくこと

により、円滑な制度運営を図っていきたいと考えております。

認定第4号 平成27年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。まず、歳入決算額は21億8,433万7,019円、歳出決算額は20億4,186万9,318円、翌年度へ繰り越すべき財源が41万5,800円、その実質収支額は1億4,205万1,901円となり、同額を翌年度に繰り越します。

介護保険特別会計における歳出の主たるものは、介護サービス等諸費でございます。ご存じのとおり、多くの自治体で増加傾向にありますが、27年度は国の報酬改定により単価が下がったこともあり、玉村町においては若干緩やかな上昇となりました。

給付費の内訳は、介護度1から5までの要介護者の居宅介護サービス給付費が、構成比が43.3%と最も割合が高く、8億4,593万7,000円、前年度比で0.55%の減となりましたが、利用者の月平均数は4人ふえて575人となっております。

次いで、特別養護老人ホーム等の施設介護サービスの給付費が、構成比が32.1%で、6億2,749万8,000円、前年度比2.14%の増となっており、利用者数は横ばいですが、月に200人程度の利用があります。報酬改定があったとはいえ、給付費は全体的に増加傾向となっており、財政安定化基金からの借入金を返済しながらも、第6期計画期間である29年度まで安定運営を努めてまいります。

認定第5号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。まず、歳入決算額は1,437万3,978円、歳出決算額は1,437万3,978円となります。

介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、平成27年度で10年が経過したところであります。今後も高齢化が進行するのに伴い、要支援1、要支援2といった要支援者の認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、平成27年度の途中から総合事業へ移行したことに伴い、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメントの作成につきましても、同様に介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいります。

認定第6号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は14億8,806万5,286円で、歳出決算額は14億4,145万1,418円であります。

歳入の内訳ですが、下水道事業受益者負担金が3,696万2,600円、下水道使用料が2億7,928万5,975円、国庫補助金が2億5,249万2,200円、一般会計繰入金が3億1,100万円、繰越金が2,931万368円、諸収入が1,451万4,143円、下水道事業

債が公共、特環、流域を合わせて5億5,930万円、県補助金が520万円となっております。

次に、歳出の内訳ですが、下水道費が8億7,987万8,539円、公債費が元金、利子合わせて5億6,157万2,879円であります。

実施した主な事業ですが、維持管理として下水管渠及びマンホールポンプの清掃を行いました。作業は、特殊車両により管の内部を高圧洗浄した後、汚泥を吸引するもので、昨年度はマンホールポンプ8カ所を年6回実施するとともに、下水管渠については総延長で約12キロメートルを実施しました。

建設事業では、汚水事業として、下新田地区、福島地区、斎田地区、板井地区、角淵地区、川井地区、飯倉地区、下之宮地区、箱石地区及び南玉地区を整備するとともに、福島地区（文化センター周辺）及び五料地区の実施設計を行いました。

また、雨水対策事業では、蛭堀（雨水滝2号幹線）に特殊ますを設置し、広幹道から町道斉田上之手線を経由して滝川へ流下する3号幹線が完成しました。

最後に、平成27年度に実施した下水道の整備状況ですが、公共、特環合わせて施工延長が5,693メートルで、整備面積が17ヘクタールでございます。なお、年度末の下水道普及率は74.6%となりました。今後も計画的に整備を進め、的確な歳入の確保と効率的な事業運営を図ってまいります。

認定第7号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入決算額は2,649万8,674円で、歳出決算額は2,649万8,674円です。

歳入の内訳ですが、一般会計繰入金が37万275円、町預金利子が82円、繰越金2,612万8,317円です。

歳出の内訳ですが、昨年度から繰り越しの用地買収費と提案審査委員謝金、起債利子償還金でございます。用地買収の内容といたしまして、土地購入費が1,894万2,000円で、工作物移転補償費710万4,780円、提案審査委員会の委員3名への謝金2万3,100円、起債利子償還金42万8,794円ございました。

今後は、土地区画整理事業で土地の造成を行い、完成した土地をハウスメーカー等へ速やかに売却し、歳入の確保と効率的な事業運営を図ってまいります。

認定第8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億9,368万778円で、内訳は、給水収益等の営業収益が5億6,419万3,540円、営業外収益が2,948万7,238円でございます。

一方、支出総額は4億8,603万1,251円で、内訳は営業費用が4億3,087万4,645円、企業債利子などの営業外費用が5,499万2,516円、過年度欠損金等の特別損失が16万4,090円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億6,000万円で、全て企業債でございます。

一方、支出総額は3億485万8,772円で、内訳は建設改良費が1億9,272万6,000円、水道メーター等の固定資産購入費が139万4,240円、企業債償還金が1億1,073万8,532円でございます。

なお、資本的収入において不足した1億4,485万8,772円については、当年度分消費税資本的収支調整額1,429万4,040円及び当年度分損益勘定留保資金9,563万7,427円並びに減債積立金1,510万1,105円並びに建設改良積立金1,982万6,200円で補填しました。

引き続き安心安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

以上が平成27年度の一般会計を初め各特別会計の歳入歳出決算の概要ですが、去る7月19日から8月5日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

認定第1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君登壇〕

◇総務課長（萩原保宏君） それでは、27年度玉村町一般会計・特別会計・水道事業会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の朗読をさせていただきます。

初めに、2ページをお開きください。一般会計と特別会計歳入歳出及び基金運用状況審査意見書です。第1に審査の対象、1、審査項目、一般会計及び特別会計、特別会計につきましては国民健康保険特別会計、以下6会計でございます。（3）、基金の運用状況等、①、財産に関する調書、公有財産台帳、基金残高表等でございます。

2、審査関係書類、こちらにつきましては27年度玉村町歳入歳出決算書及び決算における主要事業と成果等の説明書、以下関係書類でございます。

第2、審査の期間。平成28年7月19日から同年8月5日までの18日間のうち実質10日間、各課等を個別に審査し、同年8月25日に開催した監査委員協議会において審査結果のまとめを行った。

第3の審査方法、次の3ページの第4の審査の結果につきましては割愛をさせていただきます。

20ページをお開きください。第5、審査の意見です。1、総括意見、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況等については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりである。(1)、主要事業と成果等。平成27年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各課担当者より説明を求めた結果、予定されていた主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。今後とも最少の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組まれない。

(2)、前年度指摘事項の措置状況。平成27年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された平成27年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているものと認められた。

なお、費用対効果や活用方法の検討を求めているFMたまむらとの玉村町行政情報番組放送業務委託については、平成28年度から委託費用内で災害情報が発信できるよう、災害時における放送に関する協定を締結するなど改善が見受けられた。今後は、災害発生時における情報発信手段として広く町民への周知を徹底されたい。また、提出された監査調書に誤りや訂正がまだ見受けられることから、資料の作成については正確を期すよう、再度徹底されたい。

(3)、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産(土地・建物)の取得、処分や貸し付け、借入りの状況等については、提出された平成27年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

しかしながら、生活環境安全課が実施した玉村町環境基本計画見直し業務委託については、契約書の仕様書に記載されている業務委託内容の一部が履行されていないにもかかわらず、完了検査において委託業務の全てが完了したと確認されていた。よって、今後は業務の委託内容と成果物、その他完成内容の確認を徹底するとともに、改めて監督、検査、検収、立ち会いを確実に行う等、厳正な完了検査の実施に努められるよう強く要望する。また、一部の書類が決裁されていない状況で保存されていたことから、契約手続に関する事務の重要性についても周知徹底されたい。

なお、法令外負担金については、おおむね適正な支出であると認められるが、今後も負担金額の算出根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出でなく、その必要性も含めて検討されたい。

(4)、補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された平成27年度(平成28年度報告)補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、平成27年度において補助金等実績報告書に該当した事業数は147事業で、前年度の152事業に比べ5事業減少した。また、決算額は5億4,829万9,000円で、前年度の6億5,313万3,000円に比べ1億483万4,000円減少した。これは大雪被災家屋等支援事業や地域経済活性化対策住宅リフォーム支援事業などが終了したことなどが主な要因であった。

なお、各種団体の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金等の必要性、有効性、支出の時期及び額等はおおむね適切であると認められた。しかしながら、一部の補助金交付団体においては、町からの補助金額よりも翌年度への繰越額のほうが大きいケースも見受けられることから、担当課においては補助金の必要性も踏まえて、再度検討することを要望する。また、補助金交付団体の収支残金については、多くの団体が町へ返還しているが、一部の団体については次年度へ繰り越しており、その取り扱いについては統一されていない状況であったため、今後は補助金のさらなる有効活用が図られるようにするためにも、再度その趣旨を明確にするとともに、残金の取り扱いについても一定の方針を示すよう要望する。

(5)、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された平成27年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、おおむね適切に処理されていると認められた。

なお、不納欠損処分状況等については、平成28年6月30日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力について、おおむね適正に実施されていたことを確認したが、民生費負担金(保育料)及び下水道使用料については、徴収努力を十分尽くしているとは認められなかったため、事務処理の改善を求めた。

また、歳出の確認については、提出された平成27年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められた。しかしながら、(3)、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理の項目で記載した生活環境安全課の玉村町環境基本計画見直し業務委託については、一部業務の履行に不備があるにもかかわらず、検査で完了が確認され、契約金額の全額259万2,000円が支出されていた。よって、今後支出に当たっては、完了検査の重要性を再認識するとともに、その実施方法を検討する等、再発防止に万全を期すよう徹底されたい。

なお、不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

2、財政分析。実質収支比率、財政力指数及び公債費負担比率についてはおおむね例年どおりの値で推移したが、経常収支比率については前年度を下回った。しかしながら、今後も財政構造の弾力性については注意が必要な状況である。

3、一般会計です。歳入決算の状況は、町税や配当割交付金等が減少する中、平成26年4月の消費税率改正による社会保障財源化分の増加による地方消費税交付金の増加、基準財政需要額に地方創

生に取り組む財政需要が新たに創設されたことによる地方交付税の増加、中央小学校大規模改造工事や文化センター周辺地区土地区画整理事業及び保育所運営委託事業などに伴う国庫支出金の増加などにより、前年度に比べ6億8,300万7,000円増加、5.7%増となった。

町税の不納欠損額は2,612万2,567円であり、前年度の1,591万1,103円と比較して1,021万1,464円と大幅に増加したが、収入未済額は前年度に比べ減少した。これは、固定資産税と都市計画税において、不納欠損額が増加したことが主な要因であった。収入率については、前年度96.7%に比べ0.7ポイント上昇し、97.4%となり、これは収入率の向上に向け努力している結果であると認められる。

私債権については、学校給食費において債権管理条例に基づき適正な債権管理を行い成果を上げているため、今後は他の私債権（公営住宅使用料等）についても同様の取り組みを行い、不納欠損額の縮減と収納率の向上に取り組まれない。

歳出決算の状況は、補助費等、公債費、繰出金が減少したものの、物件費、維持補修費、扶助費、積立金、投資的経費等が軒並み増加した。目的別から見た増加要因として、農林水産業費は平成27年度に繰り越し事業となった道の駅玉村宿建設事業や被災農業者向け経営体支援事業等、教育費は中央小学校大規模改造工事や小中学校空調設備工事等が挙げられる。これにより決算収支は、形式収支が7億2,515万2,000円、実質収支が5億2,556万2,000円の黒字となったが、実質単年度収支は5億6,216万2,000円の赤字となった。

なお、地方債現在高は前年度に比べ6.6%増加し、積立金現在高は前年度に比べ17.5%減少している。今後も老朽化した教育、福祉関連施設の整備等が予定されていることから、費用対効果を十分検証の上、事務事業の効率的かつ効果的な執行により、健全な財政運営が図られるよう努めるとともに、さらなる町民福祉の向上のための施策についても積極的に取り組まれるよう期待するところである。

また、道の駅玉村宿については、平成27年5月末にオープンし、初めての決算を迎えた。運営収入となる使用料の収入が4,995万6,000円で、道の駅玉村宿に係る運営経費となる歳出が6,294万7,000円となり、差し引き1,299万1,000円のマイナスとなった。平成27年度は、オープン初年度ということもあるが、今後はマイナスとなった要因を十分に検証し、健全な運営が図られるよう要望する。

4、特別会計、（1）、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年に比べ5億6,280万2,000円増加、15%増加し、歳出総額は4億8,505万6,000円増加、13%増となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ3,182.4%増加の8,018万9,000円となった。

国民健康保険税の現年分の収入率95.4%となり、前年度の94.8%に比べ0.6ポイント上昇した。滞納繰り越し分を含めた収入率は84.9%となり、前年度81.1%に比べ3.8ポイン

ト上昇した。

また、国民健康保険特別会計財政調整基金については、平成27年度末もゼロ円となった。

平成27年度から保険税の値上げを実施し、繰越額は増加したが、後期高齢者支援金及び介護給付費納付金については今後も増加し続けることが予想され、医療費の削減だけでは歳出増加の歯どめがかからない状況である。今後、国民健康保険業務については、都道府県単位の広域化が予定されているが、いずれにしても健全な国民健康保険財政の運営を維持するためには、慎重かつ効率的な収納業務と不納欠損額の縮減、収入率の向上が不可欠であると思われるため、引き続き取り組みを続けられたい。

(2)、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ945万円増加、3.9%増し、歳出総額も931万4,000円増加、3.9%増となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差額は、前年度に比べ11.1%増加し、136万5,000円となった。後期高齢者医療保険料の滞納繰り越し分を含めた収入率は99.8%となり、前年度99.8%と同様であった。

後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、平成27年度は前年度と比べ107人増加、3.5%増した。1件当たりの保険者負担額は減少したが、1人当たりの保険者負担額は増加し、療養の給付費は9,776万5,000円増加、4.4%増し、療養費は812万7,000円増加、11.0%増している。高齢化の進行により、こうした状況は今後も継続することが予想されることから、収入率の向上と適正な保険給付に努めるとともに、引き続き健全な後期高齢者医療保険運営に取り組まれたい。

(3)、介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ1億2,283万9,000円の増加、6.0%増し、歳出総額も3,302万6,000円増加、1.6%増となった。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は、前年度に比べ170.6%増加し、1億4,246万8,000円となった。介護保険料の滞納繰り越し分を含めた収入率は96.7%で、前年度に比べ0.9ポイント上昇した。

認定者の平均介護度は0.01上昇し、認定者数が1,302人と、前年度1,295人に比べ7人増加したことや、介護サービスへの認識が高まり、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画費、特定入所者介護サービス費等が大きく伸びたことが要因であると思われる。

また、平成25年度、26年度において、群馬県財政安定化基金からの貸付金を平成27年度から平成29年度の3年間での返済が必要となってくる。平成27年度からは今後3年間の計画に基づいて保険料の値上げが行われたが、今後も介護給付費は増加することが予想され、継続的に安定した介護保険事業の運営を行うためにも、さらなる収入率の向上と適正な保険給付に努められたい。

なお、平成27年度の随時監査で指摘した不納欠損処分に至るまでの事務処理については、平成28年度から収納業務の一元化を図る等おおむね改善されていると認められる。しかしながら、不納

欠損額は730万6,500円、256件であり、昨年度の171万3,100円、61件と比較して559万3,400円と大幅に増加し、件数も195件増加していた。この不納欠損処分の中には、適正な事務処理を行っていれば徴収できたと見られるものも多く見受けられることから、今後は債務の管理、債務承認による時効の中断等、適切な事務処理を行うとともに、負担の公平性、公正性の面からも強制徴収権を有する債権であることを認識し、全ての滞納者に対して適正な事務処理を実施するよう求める。

(4)、介護予防サービス事業特別会計。介護予防サービス事業特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ1,437万4,000円で、前年度に比べ313万円増加した。27.8%増となった。介護予防サービス計画費収入では、介護予防プラン作成件数が2,560件で、前年度に比べ158件増加したため、1,157万2,000円となり、前年度に比べ10.7%増加した。また、歳出では総務費が626万円で、前年度に比べ59万5,000円増加し、介護予防サービス事業費も811万4,000円で、前年度に比べ253万5,000円増加となった。

介護予防サービス事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。今後も引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

(5)、下水道事業特別会計です。下水道事業特別会計の決算状況は、歳入総額が前年度に比べ487万5,000円増加したが、歳出総額は1,242万9,000円減少となった。これにより差引額は4,661万4,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源705万8,000円を差し引いた実質収支額は3,955万6,000円となった。

受益者負担金は、前年度に比べ743万4,000円増加であった。滞納繰り越し分を含めた収入率は96.5%で、前年度に比べ5.2ポイント改善した。

下水道使用料は、前年度に比べ1,127万2,000円増加となり、滞納繰り越し分を含めた収入率は97.5%で、前年度に比べ0.8ポイント改善した。

なお、平成27年度の随時監査で指摘した不納欠損処分に至るまでの事務処理については、改善内容を文書で求めた結果、27年度についてはそこに至るまでの事務については徴収努力を尽くすなどおおむね適正な事務処理が行われており、一定の改善が認められた。今後も負担の公平性、公正性の面からも、引き続き慎重かつ効率的な収納業務に努めるとともに、さらなる不納欠損額の縮減と収入率の向上に取り組まれない。

歳出では、下水道費が前年度に比べ2,414万円減少となり、公債費は前年度に比べ1,171万2,000円増加となった。

下水道普及率は、前年度に比べ2.1ポイント上昇し、74.6%となった。

下水道事業特別会計決算については、今後も適切な事業運営に取り組まれない。

(6)、宅地造成事業特別会計です。宅地造成事業特別会計の決算状況は、歳入歳出決算額がそれぞれ2,649万9,000円となった。

宅地造成事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。平成27年度で用地買収事業等は完了し、土地の造成後には売却を行い、一般会計からの繰り入れを一般会計に戻し入れを行うとともに、地域開発事業債の償還を行う必要があるため、引き続き適切な事業運営に取り組まれない。

5、基金の運用状況等。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。

財政調整基金については、平成27年度においても取り崩しを行った。財政調整基金は、災害時の緊急対応だけでなく、繰りかえ運用等の円滑な会計業務にも必要であるため、計画的な運用により引き続き適切な基金運用に取り組まれない。

26ページをお願いします。水道事業会計決算審査結果及び意見です。1番の審査対象から27ページの7番の審査結果までは割愛させていただきます。

8、審査意見。有収率については、平成25年度の監視システムの入れかえに伴い、上陽地区の給水量について、より精密で正しい水量が計測されることになったことにより83.6%で、前年度に比べ1.8ポイント低下した。今後も収益の向上と水の安定供給のためにも、引き続きさらなる有収率の向上に努められない。

また、水道料金の収入率については、平成27年度の収入率が、前年度の95.4%に比べ0.8ポイント上昇し、96.2%であり、評価できる。

なお、人口減や節水型家庭用品の普及等により今後も配水量は減少し、それに伴い営業収益が減少することも予想されるため、今後も安全で安定的な水道供給と健全財政を維持するために、計画的な事業実施と適切な事業運営に努められない。

以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了させていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

議員各位に申し上げます。

決算審査に先立って総括質疑は、議会運営に関する基準の附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は款・項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いします。

それでは、これより平成27年度の各会計ごとの歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

初めに、日程第10、認定第1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第11、認定第2号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成27年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第12、認定第3号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第13、認定第4号 平成27年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成27年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第14、認定第5号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算

認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第15、認定第6号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成27年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第16、認定第7号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

次に、日程第17、認定第8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で、平成27年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。
これをもちまして、8会計に係る総括質疑を終了いたします。



○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

日程第10、認定第1号 平成27年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第8号 平成27年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの8議案につきましては、議会運営に関する基準第45の2に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、認定第1号から日程第17、認定第8号までの8議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第18 報告第8号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第19 報告第9号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第18、報告第8号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第19、報告第9号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより2件の報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 報告第8号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率については、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各特別会計いずれにも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率についてですが、過去3年間の平均値で算出してありまして、平成25年度から平成27年度までの平均値は前年度と同数値で3.7%となりました。国で定めた早期健全化基準は25.0%となっておりますので、この数値もクリアしております。

最後に、将来負担比率ですが、平成28年3月末日における基金残高、一般会計の地方債残高や下水道事業特別会計の地方債残高のうち一般会計で負担する残高、全職員が退職することを想定した退職手当などを見込んだ結果、3.2%となりました。本数値は、前年度決算では算定されませんでした。算定された要因としては、地方債残高の増加、基金残高の減少などによるものでございます。国で定めた早期健全化基準は350.0%となっておりますので、この数値はクリアしております。

今回報告いたします健全化判断比率については、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

報告第9号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに黒字決算であり、宅地造成事業特別会計においても資金の不足額はなく、資金不足が生じていないため、数値は算定されませんでした。この資金不足比率についても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で日程第18、報告第8号及び日程第19、報告第9号の報告を終了いたします。

次に、日程第18、報告第8号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第19、報告第9号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君登壇〕

◇総務課長（萩原保宏君） それでは、監査委員の意見書の朗読をさせていただきます。

初めに、平成27年度財政健全化審査意見書です。1、審査の概要。この財政健全化審査は、玉村

町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査期間。平成28年7月19日から8月5日まで。

3、審査の結果。(1)、総合意見。審査に付された下記平成27年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見です。①、実質赤字比率について。27年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の14.05%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について。平成27年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の19.05%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。平成27年度の実質公債費比率は3.7%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。平成27年度の将来負担比率は3.2%となった。これは、地方債現在高の増加及び基金取り崩しによる充当可能基金の減によるものであり、平成27年度に初めて算定された。しかしながら、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、公営企業会計の水道事業会計、下水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計です。いずれも1、審査の概要、2、審査の期間については割愛させていただきます。

初めに、水道事業会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記27年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模5億1,497万4,000円、流動負債7,826万1,000円、流動資産5億9,066万1,000円、剰余額5億1,497万4,000円、標準財政規模比7.3%である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続いて、下水道事業特別会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模2億9,431万5,000円、歳出額14億4,145万1,000円、歳入額14億8,100万7,000円、剰余額3,955万6,000円、標準財政規模比0.6%であります。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20%

と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

最後に、宅地造成事業特別会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果、(1)、総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。宅地造成事業は、事業の規模ゼロ円、歳出額2,612万8,000円、歳入額2,612万8,000円である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で監査委員の意見書の朗読を終わります。

◇議長(高橋茂樹君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第20 議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

◇議長(高橋茂樹君) 次に、日程第20、議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長(角田紘二君) 議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域再生法の一部を改正する法律が平成27年8月10日に施行され、地域再生制度が強化されたことに伴う新条例の制定でございます。この法律の改正により、地方公共団体が作成する地域再生計画にその対象となる地域を指定して、本社機能を有する設備を整備する計画について、知事の認定を受けた事業者に対し、固定資産税の税率の軽減による優遇措置を講ずるものでございます。

群馬県では、既に本町を含む26市町村を地方活力向上地域に指定した地域再生計画が国に認定されていることから、地方税の優遇措置として固定資産税の不均一課税を実施するために必要な条例を制定するものでございます。

条例の主な内容ですが、第1条は条例の趣旨、第2条が不均一課税の対象となります資産の要件並びに不均一課税の期間を3年と定めるものです。

第3条は、不均一課税の税率について定めるもので、第1号は東京23区からの、第2号はそれ以外の地域からの本社機能等の移転または県内の拠点の拡充により、事務所等の特定業務施設を取得し

た場合に、当該施設にかかわります土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税の税率をそれぞれ表に定める年度区分に応じて軽減するというものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第48号 玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第21 議案第49号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第21、議案第49号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第49号 玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、印鑑登録証明書をコンビニ交付サービスの対象として実施するに伴い、玉村町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げます。現行の条例では、印鑑の登録を受けている者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑登録証を添えて町長に申請しなければならないと規定されています。しかし、現行条例では、印鑑証明書をコンビニの多機能端末機で交付する規定がないため、コンビニ交付を可能とするよう、新たに条文を追加するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 2 議案第 5 0 号 玉村町手数料条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 2 2、議案第 5 0 号 玉村町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 5 0 号 玉村町手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、マイナンバーカードを利用した公的証明書のコンビニ交付サービスの導入に伴い、コンビニ交付の対象とする証明書及びその手数料を定めるため、玉村町手数料条例の一部を改正するものです。

改正の概要を申し上げますと、コンビニ交付が受けられる公的証明書を戸籍謄抄本、住民票の写し、戸籍の付票の写し、印鑑登録証明書、税に関する証明書のうち所得課税証明書、所得証明書及び非課税証明書としてそれぞれの手数を定めております。

なお、マイナンバーカードの普及を意図し、手数料につきましては役場窓口交付の通常金額よりも一律 5 0 円安くした金額を設定いたしました。

役場開庁時刻以外でもサービスを提供するコンビニ交付は、そのこと自体非常に利便性の高いもの

であります、手数料の面でもメリットを付与することによって、町民のカード取得の動機づけをより高め、カードの普及につなげたいと考えております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 1点だけちょっとお聞きをいたします。

この先日ですか、議案説明が全協であったころ、あの少し前に上毛新聞に出たのですけれども、伊勢崎市がやはり9月議会で条例が出る。その内容を見ますと、100円値下げするというふうな記事が出ていたのですが、それと比較して、システムの改修というのは50円であっても100円であっても変わらない。その中で50円になった経緯といたしますか、それで伊勢崎市は100円なのですけれども、その差が出る。どうしてというのがちょっと感じているところなので、その辺について説明をお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 金田邦夫君発言〕

◇住民課長（金田邦夫君） お答えいたします。

たまたま伊勢崎市の内容が直前に発表になったわけなのですが、伊勢崎市もこの10月から始めるというお話は前々から聞いておったのですが、手数料を具体的に窓口交付から比べて幾ら下げているのかということは、まだ我々にも情報は入っておりませんでした。結果的にあけてみたら、伊勢崎市は思い切って通常の窓口から比べて100円下げるといようなことでありました。玉村町も来年の1月27日からコンビニ交付サービスを進めるということで、関係各課といろいろ事前の準備などを今進めておるところであります、手数料を幾らに定めるかにつきましては、本年の1月に先行する事例として前橋市、高崎市がございました。前橋市及び高崎市は、値下げ幅は前橋市においては従来が住民票の手数料が350円ということを使っておりましたので、結果的には100円下げて250円、高崎市につきましてももともと300円のところを50円下げて250円ということでありました。

玉村町といたしまして、こういったマイナンバーカードを普及させるという意図のもとに手数料の差をつけたいという考え方はあったのですが、中でいろいろ検討いたしました結果、やはり玉村町の住民の生活圏はこの圏央の中心部にございますので、前橋市、高崎市及び伊勢崎市が生活圏だという判断のもとで、我々手数料についてもその辺を十分しんしゃくした上で判断しなければならないという考えのもとにあったのですが、結果的には伊勢崎市のほうも何か聞き及ぶところによりますと、前橋市、高崎市とは少し一線を画した、思い切ったことをしたいという意図のもとになったというよう

なお話も聞いてございます。玉村町は、そういった都市間競争にとられることなく、独自の考え方で決めてみたわけでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 住民課長の今話を聞いていますと、高崎市は窓口が350円で300円、この間私もちょっと聞いてみましたら、伊勢崎市は300円だそうです。300円でマイナス100円になるから200円、玉村町は現状300円で50円だから250円、そういうことで、別に追従するのがいいとか悪いとか言うべきものではないと思いますけれども、せっかく条例が出るのに、そういう数字の差がたまたま記事に出ましたので、聞いてみたのですけれども。玉村町はこのまま50円の値下げということで、これからも独自路線で行く。そういうことでいいですか。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

15番筑井あけみ議員。

〔15番 筑井あけみ君発言〕

◇15番（筑井あけみ君） ちょっとお尋ねいたします。

今齊藤議員の質問にまた重なる部分もあるかと思うのですが、玉村町はこのコンビニでの交付というものを全体的にどのくらい予測をして、この50円を安くするというような数字を出した見込みとこののでしょうか、その辺をお尋ねいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 金田邦夫君発言〕

◇住民課長（金田邦夫君） 50円を値下げするその根拠として、そういった積算などはしておらないのですが、先ほど齊藤議員の質問にお答えいたしましたように、周辺の先行事例を比較して50円を下げて、現行300円のを250円に下げたいということで考えたわけでございます。

なお、現行では窓口でどのくらい諸証明が出ているかということで申し上げますと、平成27年度を申し上げますと、無料交付というものが5,638件ございますが、全体で年間無料以外のものをいいますと約4万件ございます。そのうち44%が住民票の写し、印鑑登録が31%で、戸籍関係が12%ということで、この3点が住民の方々がいろいろ生活の面で必要な戸籍証明をとっているわけでございます。このうち何%がコンビニ交付に流れるかというのは、実ははっきりした数字は見えていません。ただ、先行しているところを見ますと、徐々にですが、ふえているというのは、前橋市、高崎市の話をお聞きするとふえているということは聞いておりますが、まだこの制度そのものが、マイナンバー制度そのものが、まだまだこれからのシステムでございますし、周知が広がるものでございますので、具体的にではどのくらい振りかわるかというのは、今現在においては数字は持っていません。ただ、こういった形で普及させることによって、マイナンバーカードのこれからの魅力づけに

もつながっていくのかなというところで先行して始めたわけでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 15番筑井あけみ議員。

〔15番 筑井あけみ君発言〕

◇15番（筑井あけみ君） マイナンバー交付というのは、どのくらい当町では進んでいるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 金田邦夫君発言〕

◇住民課長（金田邦夫君） お答えいたします。

8月31日現在の数字を申し上げます。マイナンバーカードを交付する上で手続なのですが、まずはことしの1月に通知カードという紙のカードが届いているかと思いますが、それにいろいろ詳しく書いてございます。8月31日現在で押さえた数字を申し上げますと、申請をした方が2,341件でございます。2,341件です。そのうちマイナンバーカードが、玉村町の町に届いた件数が2,184枚です。2,184枚あります。ですから、申請したうちの2,184枚が現在町に届いているわけでございます。届きますと、町ではその申請者の方に町に届いていますよということで受領に来てくださいということで通知を差し上げます。その結果、申請した方にお手元にマイナンバーカードが届くという、ちょっと手続上、難しい手続になってございます。現時点で交付した、お手元にわたった枚数は1,862枚でございます。8月31日現在で1,862枚でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 15番筑井あけみ議員。

〔15番 筑井あけみ君発言〕

◇15番（筑井あけみ君） この議案につきましては、本会議での議論というふうになると思うのですが、隣の伊勢崎市が100円安くすると8月29日の新聞報道で発表されておりますが、玉村町としては50円を安くするというようなことで今お聞きしておりますが、その辺を考えると、まだまだ50円にするか、100円にしていくかという、考えていくという余地はあると思うのですが、その辺を町としてはどのようにもう一度考え直していただくというのではなく、検討するというのも必要かと思うのですが。高崎市、前橋市、玉村町が50円、伊勢崎市は100円、他の市町村のほうはまだちょっと情報的には入ってきていませんが、近々発表する町村も出てくると思うのですが、その辺玉村町としては100円に伊勢崎市と足並みをそろえていくというようなお考えも、検討もするお考えはありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 金田邦夫君発言〕

◇住民課長（金田邦夫君） 他市町村というお話なのですが、群馬県内では前橋市、高崎市と伊勢崎市と玉村町のみが本年度行うものでありまして、なかなか群馬県内での事例というのは先ほど申し上げた例以外にはございません。全国を見ますと、同額でやっているところも結構ございます。それは、

各自治体が独自に判断したものであるということですが、同額でやっているところもございますし、千差万別というような状態でございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） この条例の今50円という議論があるのですが、まず金額的なものが一つと、それから玉村町の独自路線で50円というふうなお話をされた、その根拠の話を先ほどからされているのですが、あとこのコンビニ交付になった場合には、町のほうとすれば収入が少なくなって、かつコンビニへの手数料というのがふえるという話になると思いますが、先ほど積算をそもそもしていないという、件数をしていないということだったのですが、その辺の財政的な措置、今後の予定とかというのを聞きたかったのですが、数を積算していないところであれば、全然それは積算していない。または、コンビニ交付にした場合には、基本的なものはかかって、あとは回数に応じてかかるというようなシステムなのかどうか、その辺のところをまず確認したいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 金田邦夫君発言〕

◇住民課長（金田邦夫君） 大事なところ、ちょっと私のほうも説明を落として申しわけございません。

コンビニ交付は、コンビニ事業者に対して1通当たり123円の手数料がかかります。でありますので、例えば250円にした場合に、そこから123円は控除されますので、町には127円が入ってまいります。戸籍は、現行450円を400円ですから、やはり123円引きますと277円の収入になってくるわけですが、いずれにいたしましても50円引いて123円をコンビニへ払いますので、173円の減額になるわけでございます。なお、どのくらい、このコンビニ交付のほうに振りかわるかという数字は、具体的なものは持ってございませんが、やはり窓口交付で交付した場合の人件費などを比較しますと、コンビニエンスストアに123円で支払うというほうが、はるかに窓口交付に比べて人件費ということに関して言えば減額になるものと、そういうことでございます。でありますので、50円を引いても十分ペイできるものかなというような感じは持っておるところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 人件費がかかるというお話があったのですが、この交付の事務に対しては残業しているわけではないですね。通常の業務の中でやっているということが一つと、財政的な負担がかなり多くなっているということが一つ。それから、全国的なレベルでは、手数料を変更しないでいると。サービスを受けて、そのサービスとすれば窓口ではなくて、コンビニにできるだけ、手数料

は同じだけれども、実際には123円も町から支出するというような形で、実質今この条例案というのは123円プラス50円、173円を安くする、半値にするというような意味ですね。マイナンバーカードが普及するからという話ですけれども、実際の利用度合いとか、その辺もわかりませんし、またその人件費、残業ではなくて通常事務でやっている人件費のほうがペイできて、それが少なくなったとして、実際に課としてはその分の事務量はどのようなものに振りかえようとしておるのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 金田邦夫君発言〕

◇住民課長（金田邦夫君） 窓口の交付事務につきましては、通常の業務の中での時間の中でやっているわけですが、先ほど申し上げましたように、無料交付も含めると、年間4万7,000件ほど人手でやっているわけです、窓口で。そういった部分がもとの分母が大きいですから、それがコンビニ交付に振りかわった。だんだん、だんだんコンビニ交付というものの利便性が高まってきたときに、徐々にではあります、相当数が流れてくるものと思っております。

コンビニ交付につきましては、この間の全協の中でも簡単に説明申し上げましたが、朝に6時半から夜の11時までという、役場が閉まっている間もそういったものが、急な用のときにでも交付ができるという非常に利便性の高いものでございますので、相当数今後窓口の業務の緩和にもつながりますし、人員の増とか、そういうものに対して圧縮するような効果も働いてくるものと考えておるところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） コンビニ交付については、ぜひ推進していただきたいというふうに思っているのです。それは、住民の方のサービスの向上ですので。あとは、町としては財政的なものをどういうふうにちゃんと計算をしていたのかということの部分と、それからその人員の配置の部分で窓口交付がなくなった部分に対して、課のほうの仕事がどれだけスムーズにほかの業務に割り当てられるかというのを具体的に話をしてもらえれば、非常にもろ手を挙げて賛成という話になるのですが、その辺のところは少し楽というような感じだけの回答のようなので、ぜひよくもう一度ちょっと説明をお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） コンビニ交付の手数料の話からいろんなご意見を伺いましたけれども、町としては実際の現在のマイナンバーのカードが、先ほどお話ししましたように、1,862枚ということですので、それをもとにどの程度ただいまのこの手数料がかかるのかというようなことを細かく検討されて、できていないというのが事実であります。

ただ、先ほどの私の説明にもありましたように、これをもとにカードの普及、そしていろんな手続の利便性を図るということで始めたということでございます。ただ、幾らがいいかというのは、直前になって伊勢崎市が100円ということで出てきたわけでありまして、私どもが検討した時点では、ほかの前橋市、高崎市にあわせてやると。それから、さらに今後いろんなコンビニ交付の幅が広がるということで、町民の皆さんにいろんな曜日等に関係なしにとれるというようなことで、利便性が高まるということが主眼でございます。マイナンバーを使っているいろんな事業が今後進むというふうに考えておりまして、町民の皆様はこのマイナンバーを一人でも多くの方にとっていただいて、これを利用していただくということで、このコンビニ交付の考え方というものはそこにあるというふうに私は理解しておりまして、手数料はそれぞれ考え方があると思いますが、今お話にありましたように、コンビニ交付によっても町から出るお金というのはありますので、その辺で50円ということでご理解いただければ幸いです。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 先ほどコンビニ交付することによって業務が緩和される。また、多様な生活をされている方に、朝の早朝から夜までコンビニでそういうものが交付されるということで、利便性ということ、そして業務が緩和されるということ。そういうことでコンビニの交付を進めていくということであれば、理解はもちろんできるのでありますけれども、先ほど課長がちょっと人件費の削減になるというふうに言われたので、ちょっとその部分でまたお聞きしたいのですけれども、例えば今まで役場でやっていたものがコンビニで交付されることによって業務が緩和されて、少し役場に集中することが減るということで、それで今まで臨時の職員を雇っていたけれども、臨時の1人分の職員の人件費が浮くとか、そういうことであれば、その人件費の削減になるということは理解できるのでありますけれども、先ほど明確な答弁はその件ではなかったです。ですから、人件費の削減という、どの部分の人件費の削減になるのか、明快な答弁をお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 金田邦夫君発言〕

◇住民課長（金田邦夫君） 議員がおっしゃるとおりでございますが、今現在住民課で臨時職員を2名、窓口専用ということで臨時職員を雇用してございます。今後考えられるものは、そういったものに対して窓口の交付の件数、先ほど5万件ほどありますというお話を申し上げましたが、そういうものが振りかわることによって、そういった臨時職員の雇用を抑制することができる可能性もあるのではないかとございまして。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 今後の人件費の抑制を見込んでということの認識でよろしいですかということが1点。

それと、高崎市ですとか前橋市ですとか、広い人口が、玉村町より10倍も違うようなところだと地域も広いですし、なかなか市役所までいろんな住民票なんかをとりに行くのが大変ということもありますけれども、玉村町はそれほど大きな町ではありませんので、玉村町の端からこの役場まで、住民票をとりに来るといことも大しての労働を使うものではないと私は認識しております。ただ、今後はそうした生活の多様化ですとか、そうした利便性、そういうものを求めて、だんだんコンビニでそういうものを、業務をとれるという方向になっていくというのは、これは全国的にそういうふうな方向になっていくのだらうと思われまます。ですから、その点は承知はしておきますけれども、結局町からコンビニに手数料を払って、そしてさらにそこで安くそこでとってもらおうということは、本来ならここに来てもらえば一番いいわけでありまますけれども、そうした業務を補完していくということであれば、メリットなりも明確にしていく必要があると思いまます。そして、その人件費の削減になるということでありまますので、そういうものも見据えた施策も考えていかなくてははいけないと思いまますので、質問をいたしました。

◇議長（高橋茂樹君） 住民課長。

〔住民課長 金田邦夫君発言〕

◇住民課長（金田邦夫君） 既にコンビニが税の収納関係だとか、公共料金などの収納なども扱っております、玉村町にも全域にわたって14店舗ございまます。その14店舗において公共料金だとか、今度はいこういった証明が出るということになって、より余り役場まで来なくてもある程度の生活に必要なものが賄うことができるということになれば、民間事業者とともに住民のためのサービスを展開していくということが今後とも必要な施策になってくるものかなと考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めまます。

次に、本案に対する討論を求めまます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めまます。

次に、本案に対する表決を行いまます。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。

午後0時33分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

○日程第23 議案第51号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第2号）

○日程第24 議案第52号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第25 議案第53号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第26 議案第54号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第23、議案第51号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第2号）から日程第26、議案第54号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第23、議案第51号から日程第26、議案第54号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 議案第51号 平成28年度一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億4,491万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億2,939万円とさせていただくとともに、債務負担行為の追加をさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず議会費では8月22日から24日に予定していた総務常任委員会の所管

事務調査が、台風の影響を考慮し取りやめとなり、これに伴うキャンセル経費のほか、平成13年購入の議会の公用車に故障が多く見られるため、公用車を購入する経費の追加でございます。

総務費では、ふるさと寄附金の増収を行うため、新たにインターネットを利用した受け付けサイトを追加し、寄附金受け付けから返礼品提供業者の拡充や発送等に係る業務を委託するための経費のほか、地域おこし協力隊員を東京都内で募集するための経費や、上毛新聞社が主催する若者定着支援プロジェクトへの協賛金の追加でございます。また、予防接種法改正による健康情報システムの改修、修正申告等に伴う町税還付金や学校給食事業基金への積み立て等の追加でございます。

民生費では、民生委員児童委員の改選による退任者への記念品、新任者へ支給する消耗品やサービス利用者の増加に伴う障害者自立支援費の追加のほか、子ども・子育て支援交付金等の対象事業の精算に伴う国、県への返還金や保育所の施設修繕、電気料等の追加でございます。

衛生費では、入院加療を必要とする未熟児へ給付する養育医療費のほか、リサイクルセンターやクリーンセンターの補修費等の追加でございます。

農林水産業費では、道の駅玉村宿の施設改善と利用者の増加を図るため、自転車置き場や看板の設置、風除壁等の整備を行う工事経費のほか、認定農業者等の経営改善を支援する経営体育成支援事業による補助が不採択となったため、「はばたけ！ぐんまの担い手支援事業」へ組みかえるものでございます。また、上陽地区が受益地となる広瀬桃木用水の沈砂池、放流導水路の劣化により、緊急の保全工事が必要となりましたので、負担金を追加するほか、介護基盤等整備事業により選定した小規模多機能居宅介護施設の事業者が県産木材を利用した建設を予定しており、この補助金を追加するものでございます。

商工費では、小口資金代位弁済金の追加、土木費では町道220号線や町内各所の道路補修工事費のほか、公園施設の補修費、都市計画基本図の修正を行うための委託経費を追加するものでございます。

教育費では、小中学校や幼稚園の修繕費、総合運動公園ナイター照明の絶縁調査費の追加でございます。

以上が主な補正内容ですが、これらの事業の財源としては、国、県の支出金のほか、主に前年度繰越金を予定しております。

また、債務負担行為の追加につきましては、来年1月に予定しておりますコンビニ交付のシステム使用料でございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第52号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,356万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,312万円とさせていただきます。

補正の内容ですが、まず歳入の増額分として、平成30年度に予定されている国保広域化の準備事業補助金として64万8,000円、平成27年度分の退職者医療交付金の確定に伴い650万7,000円、高額医療費共同事業交付金を5,443万5,000円、繰越金を2,732万8,000円増額するものでございます。

減額分としましては、退職者医療交付金の交付決定に伴い3,535万6,000円を減額するものでございます。

次に、歳出ですが、高額医療費拠出金を3,225万2,000円、平成27年度の療養給付費等負担金の確定に伴い、国庫負担金等償還金を2,131万円増額するものでございます。

議案第53号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,418万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億1,625万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、主に27年度の国庫補助金等の精算に伴う返還金を前年度繰越金から用意するためのものです。

歳出につきましては、先ほどの国庫返還金や介護保険料の支払い証明書発行のシステム改修に伴う増額が主なものでございます。

次に、議案第54号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,750万円を追加し、総額を15億1,800万円とさせていただくものでございます。

補正の主な理由ですが、歳入では国庫補助金が減額見込みとなったこと、決算の確定により前年度繰越金が増額したこと、補助金の減額や事業費の増加に伴う起債予定額の変更などでございます。

歳出では、事業計画の見直しにより、建設改良費の増加が見込まれるため、予算措置の必要が生じたためでございます。

次に、金額についてですが、歳入では国庫補助金を750万円減額し、前年度繰越金を550万円、下水道事業債を5,950万円増額するものでございます。

歳出では、公共下水道建設費の報償費を50万円、工事請負費を2,300万円増額し、特定環境保全公共下水道建設費の工事請負費を2,700万円、舗装復旧負担金を700万円増額するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第23、議案第51号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 23ページの町税過誤納金の還付金が住民税と、それから固定資産税がふえておりますけれども、このことについて説明をお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） ご説明申し上げます。

住民税につきましては、法人町民税あるいは年末調整等をしなかった場合に確定申告等で還付が発生する。そういったものは、年間見込みでは1,000万円ちょっと見込めるのですけれども、今回当初の見込みを半分ぐらいに見込んでありましたので、どうしてもやはり通年のおり、還付額の方がありましたので、そちらのほうの部分の補正ということでお願いします。

固定資産税につきましては、通常農振地区のほうで転用をかけて雑種地になっているものの中で、建物が建たない雑種地が存在します。そういったものの中で既存証明が出ない雑種地として課税すべきものが、ちょっとその分が漏れて、宅地のまま課税されていた部分がありました。平成6年にその辺の規定があって、一度全部見直したのですけれども、今回の部分につきましては2段階で駐車場として申請したものがあまして、後からやったものについては今現在の規定どおり課税されているのですけれども、古いものがちょっとその分見逃しがありましたので、そちらのほうの評価の見直しと5年間の還付及び条例に基づいて10年間の還付ということで金額のほうが大きくなってしまいましたが、その部分がありました。

もう一件、転用で農業用施設になっていたのですけれども、雑種地で課税されていたのですけれども、こちらのほうは農業用施設ということで認定できましたので、そちらのほうの部分につきましても農業用施設用地として評価のほうを見直しました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） この金額の中には、もとの税金と、それからプラスする利息だとかというのはありますでしょうか。あれば、どのぐらいの感じでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） この中にやはり還付加算金あるいは条例に基づいて加算金相当額、こちらのほうも含まれております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） ありがとうございます。

続いて、35ページの道の駅玉村宿での工事請負費900万円ぐらいかかるのですが、これの工事内容と、これが必要だという形のいきさつをお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 道の駅の工事費の概要についてご説明申し上げます。

ちょっと細かいものが幾つもあるのですけれども、1つ目が食堂、売店用呼び出し放送システムというものでございます。現在食堂のところと肉の駅のところ小さいマイクがついているのですけれども、なかなか聞こえが悪いということで、あれは一体型の、マイクにスピーカーがくっついているような本当の簡易なものなのですけれども、それをある程度システム化して、スピーカーの数、アンプを整備して、管内全体に聞こえやすくしましょうというようなシステムをひとつ考えております。

それから、町長の説明にもありましたけれども、看板の設置工事です。道の駅という場所を示す看板の設置。それから、細かいのですけれども、注意啓発看板といたしまして、よくアイドリングストップにご協力をとか、場内ではお静かにお願いしますというような看板も中に幾つか設置したいなというふうに思っております。ご近所の方から、夜うるさいというようなお話も受けておりますので、そういった検討もしております。それから、駐輪場の設置ということでございます。さらに、インターロッキングの真ん中の辺なのですけれども、水飲み場と手洗い場というのですか、これも簡易なものでございますけれども、トイレまで行かなくてもちょっとした手洗いができるとか、水が飲めるというような形で、特にイベントですとか、外で過ごす方が多いときには必要かなということで現場から要望が出ております。

それから、風除壁の整備というのも先ほど町長の話にあったと思いますけれども、これはちょうど道の駅の玄関2つ、北側にある玄関2つの前に白いポリカーボネートの風除壁がついていると思うのですけれども、2カ所です。そこが、なかなか視認性といいますか、北から見て入り口が見えないというような状況もありますので、やはり現場の声で、半分を取り外しができるような形で上を、特に夏場は北風は余りありませんので、それが取り外しができるように変えていこうというような、そんな計画をしております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 39ページ、町道220号線の道路改良事業、工事請負費1,000万円、この工事の内容をお尋ねします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 斉藤治正君発言〕

◇都市建設課長（斉藤治正君） この工事の内容でございますが、基本的に工事のほうは今年度から入ることになります。それで、当然工事をするためには用地のほうの確保が前提となります。用地のほうにつきましても、地権者等のご協力がございまして、9割ほど順調に進んでおります。その関係で、工事のほう、具体的には道路築造ということで、下から改良をする工事、それから両サイドに歩道等やるわけございまして、基本的には2カ年で今考えておりますので、全部一遍にできませんので、今回その関係もございまして、補助事業との絡みもあるのですが、補助金のぐあい等を見ながら、今後1,000万円ほど補正をいただいて、工事の進捗を図りたいと、そういう内容でございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） そうすると、この町道220号線は2カ年で完成するという予定ですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 斉藤治正君発言〕

◇都市建設課長（斉藤治正君） 予定ではそのように考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） そうすると、大体2,000万円で工事完了すると。土地の拡幅工事だと思うのですね、この220号線は。その土地の借り上げから拡幅工事、全体とすると、そんな2,000万円なんてものではない、もっとずっとかかると思うのです。その全体のこの町道220号線の改良事業の計画と総額は幾らか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 斉藤治正君発言〕

◇都市建設課長（斉藤治正君） 大変私のほうの説明の仕方がちょっとわかりづらくて申しわけありませんでした。

全体事業費については億単位を予定してあるわけございまして、今ちょっと本来なら私この場で全体事業費の数字等を申し上げればよかったですけれども、ちょっと今手元にないものですから、1つだけ今言われた、1,000万円と1,000万円、2,000万円のできるようなご指摘をいただいたのですけれども、そういうことではなくて、全体億かかる事業なのですけれども、一遍にできませんで、本年度は工事費については1億円程度の当初予算があるわけでございますが、それプラス1,000万円、今回の工事請負費1,000万円を補正して、工事の事業の進捗を図りたいと、そういう意味でございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ございませんか。

町田議員、3回で終わりです。

2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 34ページです。道の駅の関係なのですが、先ほど現場の要望でという話の中でありましたけれども、道の駅そのものがその形だと赤字だと思うのですが、その内容が現場の方もわかっていると思うのですが、その辺についてどんな要望だったのか、もうちょっと詳しく聞きたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 赤字の認識があるかどうかという意味かと受け取りましたけれども、もちろん認識はあるという前提で、これからいろんな努力をする上に当たりまして、ハード的にもこういったほうがさらに努力のしがいがあるというか、その成果が見込めるとい希望のものと要望だというふうに理解はしております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） どっちかという、経済産業課のほうは現場を指揮監督する部分もあると思うのですが、うのみにしているかわかりませんが、現場に利益追求の部分を押しつけると言っでは言い過ぎかもしれませんが、今言った努力をするようにという課長の話ですが、その辺についてもうちょっとお話しいただけますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 現場の努力といいますか、中にはもちろん直接の職員、駅長を初め以下職員もおりますけれども、運営委員会という組織をつくっております、その中で直接の出店者ですとか、そういった方々と定期的に反省会といいますか、今後の方策といいますか、その辺の議論をしているところでございますので、そういった中で今回の工事というの、こういったほうが運営そのものがしやすいというふうなことで出てきたというふうに認識をしているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 大体何となくわかったような気もするのですが、1年、開所して1年半はまだたっていないと思うのですが、そんなに要望が出るほど余りよくなかった部分があるというふうを感じるのですが、その辺はどうなのですか。建物の構造だとか、施設のつくりぐあいだとか、使い勝手だとか、その辺についてはどんな感じだったですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 余りできがよくなかったとは言いたくないのですけれども、やっぱり初めてやることですので、なかなか思ったとおりにならないし、思ったこと自体が正しかったかどうかもわからない部分はあるかと思えます。いずれにいたしましても、できる改善は少しずつしていきたいなというふうに思っております。その上で、入場者に関してはかなり入っただいているという認識はしているのですけれども、議員さんおっしゃる売り上げという面では確かに若干イメージが落ちている部分もありますけれども、いずれにしても改善した上で、さらに努力していくということで考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ございますか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 21ページの上毛新聞社の若者定着支援プロジェクトの細かい内容と、38ページの道路管理事業の上之手の桜並木の、これ庭木、桜の伐採かと思えますけれども、この桜が植わっているところの場所、歩道になっているのですけれども、そこも相当陥没してしまっていて、コンクリートが盛り上がっているような状態で、歩く人が大変つまずいたりするわけですけれども、そういうものはどのように考えているのかという点と、41ページの北部公園の管理事業で時計が、修繕が51万円かかるということで、なぜこのように高いのかという3点を伺います。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） まず、上毛新聞社の若者定着支援プロジェクトの関係なのですけれども、今日本全国での一つの国を挙げてのテーマとして地方創生というものが叫ばれているわけなのですけれども、それは何も国あるいは自治体だけが行っているわけではなくて、企業等も地方創生というものを行っています。上毛新聞社さんも類に違わず、そういった事業を行ってございまして、まず今回上毛新聞社が今年度取り組むキャンペーンとして、群馬にいる若者ですね、そういった方が県外へ、言葉はあれですけれども、流出するというのを防ぐ、つまり定着させる。そういったキャンペーンを行っていくということで、今後紙面で当然上毛新聞社ですので、紙面を使ってそのキャンペーンを展開していくということになります。既に7月の27日と29日、27日は前橋市がそのキャンペーンに賛同して記事を書きました。それから、29日は嬭恋村がそういったキャンペーンを行っております。玉村町はこれからのことになるわけですけれども、今回そのキャンペーンに賛助金を負担するというので、掲載日はちょっといつになるか、今後の話になりますけれども、玉村町はこのくらい、言ってみればいいところなのだよと、そういったアピールを行う紙面を確保するというようになります。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） まず、上之手の処理場前の桜並木の関係でございます。

こちらについて、桜並木の枝の剪定を予定しているということで、道路管理事業の庭木等管理委託料のほうで計上させていただいております。内容的には、昨年度LEDの防犯灯を設置したわけですが、あの地区に関して電柱強化の部分がございまして、当時はまだ桜のほうも枯れている状態だったので、わからなかったのですけれども、年が明けまして枝振りというか、葉っぱのほうも大分勢いが出てきた関係で、せっかく交換していただいたのに、ちょっと活用がされていないという地元区長さんからのお話もございまして、大分時間が経過してしまったわけですが、今回補正のほうで計上させていただいて、そちらのほうも含めて対応したいという内容でございます。

それと、もう一点、その地区の歩道の根っこ等の段差という話も指摘を受けてございます。それについても、今回の補修工事の中でできる限りその解消を図りたいというような部分もございます。

最後に、41ページの北部公園の修繕料でございます。これにつきましては、遊具広場のポール時計の本体部分の交換ということでございます。51万8,000円でございますが、この本体部分の大きさが直径が70センチ、厚みが30センチ、非常に大型なものでございます。ソーラーの太陽電池ということの構造になっておりまして、見積もりのほうを徴したところ51万8,000円程度かかってしまうということで、今回補正のほうで計上させていただくものでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） わかりました。

今桜並木の枝の剪定だけではなくて、陥没したところも少しずつということでもありますけれども、それはどのようにしていくのですか、陥没したところをどのようにしていくのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 基本的には、歩道部分のアスファルト舗装を剥ぎます。それで、根っこのほうが張り出ているものについては生育といいますか、枯れてしまっちはまたちょっと問題がございますので、そのあたりを配慮しながら根切り、根っこを切るような形で現場のほうは対処したいと。ちなみに何年か前かわからないのですけれども、一回そのような状況がありまして、工事をした経過があると聞いています。そのときにもまち内の業者が実施をしてやっておりますので、その工事内容とやり方も参考にしながら工事のほうは進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

15番筑井あけみ議員。

〔15番 筑井あけみ君発言〕

◇15番（筑井あけみ君） お尋ねいたします。

34ページ、道の駅玉村宿、先ほどから質問されております15番、工事請負費、この935万円の金額の内訳を教えてください。

それと、今課長の説明を聞いておりましたらば、働いている人たちがこういうふうにしたほうが便利ではないかというような要望があったので、こうに直すというような予算計上のように聞こえたのですが、道の駅を利用した利用者さんからの要望とかアンケートとかでこうにしたほうがいいのか、実際に見えた利用者さんから来てのする事業であるならば、我々が目に見えないところを変えるということもあります。そこにいるメンバーの人間がこうにしたほうがいいのかというふうにして予算をどんどんつけていくということは、道の駅開店して何年もたっていない、1年以内になんかあちこち、また金額的にもふえていると思うのですが、そうではなくて、本来はそこへ見えた方が、こうにしてあるといいよね、こうにすると便利だよ、ここは見づらいよねという声に来て、改めて事業をしていくものではないかと思うのですが、その辺のお考えがどうかということと2点、お尋ねいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） まず、内訳についてでございますけれども、食堂、売店用呼び出し放送システムにつきましては、ちょっとざっくりでいきたいと思っておりますけれども、45万円程度でございます。それから、看板設置につきましては340万円程度、それから注意啓発看板、こちらについては22万円程度、それから自転車置き場設置工事については370万円程度、それから水飲み場と風除壁の整備については140万円程度と、ちょっとざっくりですけれども、そういった内訳になっております。

それから、先ほど現場からの声ということでおつなぎしたわけなのですけれども、あそこには町という愛町箱なのですけれども、そういうアンケートを入れるような箱もございまして、そういったところ、直接どれがこうだというのはわからないのですけれども、そういった声も職員のほうは認識しておりますし、来たお客様から言われているようなこともふだん意識した中で、運営協議会全体で議論して出てきた要望だというふうにご覧いただいております。

◇議長（高橋茂樹君） 15番筑井あけみ議員。

〔15番 筑井あけみ君発言〕

◇15番（筑井あけみ君） この計画は、急につくった計画でなく、道の駅玉村宿をつくるという計画で多額の金額を投資して町がつくってあり、町が今直営ですか、経営をしている設備であり、トータル的には貸借を見ますとマイナス、赤字になっているという運営状態のところでありまして。そこを

補正として、今課長も先ほど言ったように、北側に風が強いので、その風よけになるようなものを立てたのですが、そこも今度は入れかえを半分するとかということ。そういう事業というのが、これからもどんどん、どんどん補正的に出てくるのではないかと思うのですけれども、それはそこでいるメンバーと会議で決まったことだから、補正で全部出してこうに直そうというのもわかりますが、利用者さんの声が一番だと思うのです。道の駅を利用してくれる方、それでの費用対効果がどうか。そういうので補正をしっかりと上げていただかないと、毎回そういうのが出てくるのかというところの危惧がありますので、聞いております。もう一回答弁をお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 利用者の声を聞いていないという意味ではなくて、聞いているものも含んでやっているという認識でございます。

それから、もちろんマイナスの話も出るわけなのですけれども、これから、毎回これからと言っているようなところもありますけれども、少しでも収支がよくなるように努めていきたいというふうに思っておりますけれども、やはりある程度限られた場所ということもございますので、その中での改善というのはやっぱり必要かなというふうに思っております。本来であればもっと開発を裏のほうにもして、いろんな要素も取り入れてやっていくというのが一番早道かなとは思っておりますけれども、限られた中で最大限の利用勝手、少しでもお客様に喜んでいただけるというような形を目指していきたい。現場から言われたからすぐやると、そういう意味ではなくて、かなり議論はしておりまして、6月補正のときには緊急性を要するという、補正の立場からはちょっと難しいかなということで、一旦押さえたわけなのですけれども、今回満を持してお願いしたいというような形で検討してきたものでございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第52号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第53号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第54号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、
これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。2時25分に再開いたします。

午後2時11分休憩

午後2時25分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

_____ ◇ _____

○日程第27 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 日程第27、一般質問を行います。

今定例会には10名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成28年玉村町議会第3回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 空き家対策について伺う 2. 企業版ふるさと納税について伺う 3. 定住化・人口増加を図る為の施策について伺う	笠 原 則 孝
2	1. 広幹道開通による道路沿線の騒音の把握と判断そして対応について伺う 2. 役場庁舎のエアコン設備改修と新たな設備改修への取り組みについて伺う 3. 特定流通業務施設の指定路線区域指定について	月 田 均
3	1. まち・ひと・しごと創生法による、玉村町版総合戦略について伺います 2. 再生可能エネルギーの導入について町の考えを伺います 3. 子供達が土に触れ学ぶ機会について、小中学校ではどのようになっているか伺います	渡 邊 俊 彦
4	1. いかに財政改善を実現していくか 2. 3学期制、実現を目指すか 3. 芝根、上陽両農協支店の地域要望について	柳 沢 浩 一
5	1. 花火大会の課題と今後の取り組みについて 2. 役場周辺地区公共施設等高度利用計画の進捗状況について問う 3. 社会体育館の今後の方針について	備前島 久仁子
6	1. 役場周辺地区公共施設等高度利用計画と公共施設等総合管理計画について 2. J Aしばね支店跡地と J Aじょうよう支店跡地の取得について 3. 防災行政無線の整備について 4. 麦秋の郷イベントを振りかえって	齊 藤 嘉 和
7	1. J A芝根並びに上陽支店の公共施設としての機能維持を 2. 生活実態を把握し生活再建、営業継続に配慮した収納行政が必要なのは	宇津木 治 宣
8	1. 未就学児の子育て支援対策を問う 2. 害虫等駆除に対する町の処理対応を問う	石 内 國 雄

順序	質 問 事 項	質 問 者
9	1. 副町長就任による今後の町政運営について町長の考えを問う 2. 「たまむら花火大会」を観光資源として活用し、町のイメージアップにつなげる方法について問う	浅見武志
10	1. 平成29年度予算編成について問う	町田宗宏

◇議長（高橋茂樹君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） 皆さん、大変お待たせしました。予定よりも1時間ほどおくれてしまって、大変申しわけないです。

傍聴の皆様、こんにちは。ことしは台風の当たり年で大分やってきました。それでもこの群馬県佐波郡玉村町、標高70メートルは非常に安全でございます。何しろ一番心配だと思うのが利根川の水害、それとあとよく考えると烏川が大分底が高いので、五料の下よりも烏川のほうが高いぐらいではないかと。そんなところで水害だけをこれからやっていけば、大分防げるのではないかと思います。それにしても北海道、そして岩手は本当に大変でした。心から祈りますではなく、本当に大変なので、頑張ってくださいと言うしかありません。

それでは、質問に入らせていただきます。第1問目は、今現在日本中で問題になっている、以前にもやりましたけれども、空き家の問題です。今や国全体で恐らく820万戸とか、去年の国勢調査のときの報告ですから、10月の。相当ふえているのではないかと思います。そのぐらいの空き家が今確認されています。それで、住宅に占める割合は13.5%、過去最高を記録しています。これは、空き家の多い国は、恐らく日本が最高ではないかということになっています。その背景には、さまざまな要因があります。最も多いのは、これが核家族化だと思います。そして、子供が独立して自分たちの家を持ってしまうため、残された父母が亡くなると、誰も使っていない家が生まれてしまうわけです。放置されている空き家には、築後40から50年、半世紀に近いものが多く、地震等の際には傾倒のおそれも恐らく出てくるのではないかと。やはりそこへいくと、耐震化が必要なものも出てきます。今空き家を上回る900万戸が恐らく耐震化はクリアしていません。5軒に1軒は耐震が必要な状況であります。そして、放置されている空き家には、ほかに悪臭や不審火の発生源になったり、ごみの不法投棄の誘発、景観の悪化等をもたらす可能性もあることから、これから先数年は増加傾向にある。空き家を国としてもいろいろな対策を練っているようですが、玉村町としてはどのような対策を実行しているのか、お伺いしたいと思います。

第2問目は、ふるさと納税、これの企業版についてでございます。個人向けが人気を集める。恐らく玉村町でも2, 300万円ぐらいからのふるさと納税が始まっていますが、今度はこれの企業版です。先月の8月から本格的に始まりました。自治体が計画した地域再生事業が寄附の対象となり、企業が自治体に寄附すると税が軽くなる仕組みです。87自治体が102事業を8月の2日に初認定されたと。恐らく玉村町はちょっとわからないけれども、出しているか、出していないかわからないけれども、その辺をまた聞いてみましょう。そして、企業を優遇する仕組みだけに、この制度を利用して、玉村町として企業と自治体の関係を強化し、地方創生につなげるようなアイデアはあるのか、またこれも聞いてみたいと思います。

そして、第3問目、これは定住化、今どこでも心配している定住化、人口増加を図るための施策についてです。新規住宅の増設やシルバー施設の誘致以外で定住化、人口増加を図るための具体的な施策について伺います。例えば町内在住の中高齢者で独身の人たちに結婚を勧める活動等を充実し、人口の増加と定着を図るなどの施策を検討してはどうか。何か1回ぐらいやるのだけれども、1回で終わりになってしまっているようなのが現状でございます。全部で3項目について質問させていただきますので、ひとつよろしくご回答のほうお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 空き家対策についてお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布され、平成27年5月26日に完全施行されました。この法律は、空き家等の所有者に適切な管理を促し、また空き家活用の促進を図ることを目的として国が基本指針を定め、これに基づき基礎自治体としての市町村が対策計画を作成し、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

現在の町の空き家対策としましては、まず町内にある空き家件数を把握するために、法第10条に基づき関係機関に情報の提供を求めながら事前調査を実施しています。この事前調査で不足する部分もあるかと思っておりますので、その場合は各区からの情報収集、公道からの現地確認などを行い、空き家件数を把握したいと考えております。その後は、空き家件数をもとに所有者への意向調査や空き家対策計画の策定等を検討していくことになるかと考えております。また、住民から空き家に対しての苦情が寄せられた場合の対応としましては、空き家の所有者に対し適正な管理をしていただくよう、訪問や通知でお願いをしております。

2番目、企業版ふるさと納税についてお答えいたします。地方創生を実現するためには、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなど各界各層の参画と協力のもとで取り組みを進めていくことが必要であります。中でも民間企業の役割は非常に大きいものがあります。こうした考え方に基きまして、国は民間企業の皆様から積極的に寄附を行っていただけるよう、平成28年度税制改正において地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を創設いたしました。

税制措置といたしまして、地方税法及び租税特別措置法に基づき、内閣府が認定したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特別措置がなされます。現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果（約3割）とあわせて、寄附額の約6割に相当する額が軽減されます。地方創生の取り組みの実効性を高めていくためには、従来の施策に加え、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすことが必要であると言われております。民間企業の皆様には、企業版ふるさと納税を活用して、地方創生の取り組みに理解を深めていただき、寄附を通じて積極的に社会貢献していただくことが期待されています。玉村町におきましては、現在生涯活躍のまち構想づくりを行っているところですが、この構想をもとに具体的な事業の企画立案が可能となれば、地域再生計画を作成し、寄附の対象となる事業として認定申請を行うとともに、法人（企業）に向けて寄附の依頼をしたいと考えております。

3番、定住化・人口増加を図るための施策についてお答えいたします。玉村町では、昨年玉村町まち・ひと・しごと人口ビジョンとあわせて、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。人口ビジョンは、長期的展望において人口減少を示しております。そこで、総合戦略で人口減少への対策と町の発展に向けた道筋を示しております。その総合戦略で示しております施策には、家族形成支援の充実がありまして、独身男女が気楽に参加できるような交流機会の提供は、今年度は既に実施しております。今後も未婚率の上昇に歯どめをかけるべく婚活支援事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、今度自席から質問させていただきます。

今空き家の問題なのですけれども、玉村町では今どのくらいの空き家があるか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

そして、その次にこの空き家に何でしておくかという、いろいろ聞きましたら、土地が200平米以下であれば、固定資産税の6分の1で済むと。そして、今度は200平米、これ言われますと坪、土地が60坪以上であれば固定資産税が3分の1だということになっている。玉村町もこのようになっているか、その2つをまず最初にお答え願います。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 空き家数の数の話でございますが、現在は正確な戸数については把握しておりません。そのため今年度に入りまして、町のほうの具体的には水道の使用量の休止の情報というのが水道課にございますので、そちらの中から空き家と思われる場所、住所をまず特定したいと、それを今年度内に終了したいというふうに考えております。そして、新年度に入りまして、その

情報をもとに地元の区長さんに大変ご苦勞をおかけするのですけれども、相談をしながら、その正確性といますか、精度のほうを高める形で、まずは精度の高い空き家実態の数を把握したいと、そのように考えております。

それから、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置については、税務課のほうからお話をいただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 居住用財産のほうの軽減措置というのは全国一律で行われておりますので、玉村町でも行っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 玉村町、では私が言ったので合っているのですか。まだつけ加えることがあるのではない。ないですか。都市計画税も入っていれば。都市計画税も安くなるのでしょうか、その地区は。どうなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 都市計画税には該当しないのですけれども、固定資産税のほうで該当します。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 何か俺がちょっと調べたら、都市計画税も何か3分の1の負担でいいとなっているのですけれども。空き家ですよ。空き家は、では固定資産税、建っていた場合、うちが建っていて、人間が住んでいなかったら、今言ったとおり、通常の固定資産税の6分の1でしょう。200平米以下であれば。そこが都市計画の地域に入っていた場合は、都市計画税がかかるのではないですか、その辺は。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 都市計画税のかかっている地域については軽減のまま、0.2%都市計画税が課税されます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 現在の固定資産税というのは、昔は1,000分の4と聞いたのだけれども、1,000分の11か。今は同じですか。ちょっと利率が上がったのですか。その辺ちょっとお聞か

してください。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 固定資産税につきましては1.4%です。都市計画税が0.2%です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それと、先ほど玉村町で水道のと今斉藤課長が言ったのだけれども、ではどのくらい、空き家として今町が把握しているのはどのくらいあるかということをお聞きしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 斉藤治正君発言〕

◇都市建設課長（斉藤治正君） 大変申しわけありませんが、把握していないというのが事実でございます。申しわけありません。

それで、水道のほうの使用量が出ていないという事実に対しましてもいろいろ考え方があると思うのですが、そのあたりで1カ月、2カ月ぐらいというのはちょっと対象にできないと思いますので、そのあたりも含めながら基準を決めて、ある程度まず概略の数をつかみたいというような考えで今進めておるところでございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 前回、約1年ぐらい前聞いたときは600戸ぐらいなんて答えが返ってきたけれども、完全にふえていますね。間違いなく。それと、今言っているのは、何かこれちょっと調べたら、20年前の1993年は448万戸だったと、全国で。それが20年たってみたら820万戸以上、約倍なのです。今後どうなるかとなると、一番心配しているのは、今後どうなるかとなると、1947年、昭和22年で、これに生まれたこれから1949年、昭和24年、この3年間に生まれた人が団塊の世代だと堺屋太一さんは言っているのです。これだけで人口が全国で800万いるらしいのです。それで、この1年後に押しやると、24年から25年になると、何と1,000万超えてしまうと。そうすると、日本の総人口の1割弱なのです。この人間があと15年からたつとみんな老人になってしまうのです。みんな死んでしまうのです。そうして、家が持っていたのがじゃんじゃん。そうなる、恐らくこれが推計でいきますと、20年後は、日本は、空き家が35から40%になってしまうのではないかと。もう本当に今手を打たないとどうしようもないと言うのだけれども、玉村町はこの点について、例えば今言ったとおり、空き家の措置法があるわけですね、空家対策特別措置法。その辺で今でも幾らか回っていると、今でもみんなが押せばひっくり返ってしまうような家があ

るのです。こういう家もやっぱり危ないので、やっぱりそれなりに持ち主を捜し当てて、どうにかその辺を、家を倒壊しないうちに直すとか、そこで問題が起こるのが固定資産税の6分の1だから、6倍になってしまうわけです。そんなのでやっていると。あと、中には知らない間に自分の所有物になってしまっていたという家もあるのですね、相続みたいな関係で。だから、その辺をやっぱりやっぴかないと、いろんな問題があって、逆に今度は空き家になると変な人が住み着いたりとか、この間なんか空き家の中にハクビシンがいるのです。だから、そういうのがいっぱいすみ着いてしまうのですよ、人間だけではなく。もう本当に。人間のホームレスなら少しは口がきけるけれども、ハクビシンではどうにもならないから、あれ。つかまえても殺すわけにはいかないから、利根川の三本辻へ持って行って置いてくる。置いてくると、また来てしまうという、どうしようもない状況がある。そんなことは余録でいいのだけれども、その辺を徹底的にやはりやっぴもらわないと、町としても大変だと思う。この辺の上げのことを今度斉藤課長が約束してくれて、水道課のほうで3カ月間なかったら、そこは空き家と認定してしまって、それからいろいろ出るよと言っていますので、その辺を期待して、あれするようにいたしましょう。

そのほか町としては、対策法としてはどんな対策をとりますか。それを聞きたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 斉藤治正君発言〕

◇都市建設課長（斉藤治正君） 空き家対策の話としては、大きく分けて空き家の発生抑制が1つございいます。それから、まずこれ以上空き家が出ないようにするためにはどうしたらいいか。1つの考え方としては、中古住宅という言い方になるかわかりませんが、そういう住宅のほうの活性化、要するにかわりに住んでいただける方を見つけたりなんかするというような方法。それから、空き家を活用するという方法。それと、もう既に先ほどお話があったとおり、老朽危険の空き家対策、そのような形での対策というのがあると思います。

話は前後するのですけれども、町といたしましては、まず当初ご質問あったとおり、実態はどうだという話があったのですけれども、まずその実態把握というのがまず最初になります。それをある程度精度を持った形での把握が必要になります。それから、町長のほうの答弁でもあったのですけれども、その空き家、実態を把握した上で空き家対策計画、いわゆる今対策の柱といいますか、発生抑制とか、利活用の話とかあるのですけれども、そのあたりの計画を策定します。最終的には、空き家対策に関する条例というところまで進んで、具体的には話になっていくかと思います。ただ、それではなかなか時間がかかるというお話は当然あると思いますが、なかなか今までちょっとこの分野について踏み込めなかったのですけれども、とにかくいろいろ心配な面もございいますので、繰り返しになりますが、実態把握、空き家対策計画、条例等の形を準備を整えまして、町としての対応を進めてまいりたいと、そういうような形で今後は進んでいくものかと私は考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 大変よく説明してもらって。1つ、あともう一つ聞きたかったのが、この空き家バンク、その辺の活用もひとつ何か考えてもらって。そうすれば、いろいろ中古住宅のあっせんとかそういうのができると思うので、その辺もよろしく願いいたします。

そして、時間もなくなってしまうので、あと2人いますので。次に、ふるさと納税の企業版、このことについてなのですけれども、いろいろ調べたら、寄附する6割がそのお金に使えるらしいのです。残りの4割が純粋な寄附金となるということなので。玉村町としては今聞きましたら、まち・ひと・しごとで総合ビジョンでやるのだと聞きましたけれども、ではどんなことをやるのだと。例えばちょっと調べてみたら、北海道の夕張、これはどうしようもなかったところ、破綻してしまったところだね。ここあたりは、人口減に対応するための公共施設の集約をしてやるらしいのです。だから、どんなことをやるのかと思うと、そこで企業に入り込んでもらうと。ということは、設備はあそこは金がぜいたくにあったとき、メロンで相当もうけたとき、施設があちこちにいっぱいあるらしいのです。それを集約して、その中でいろんなことをやるのだという、その中に今度企業が名乗り出て、ではその事業にはやらせてくれないとか、こうに出るらしいのです。

もう一個また調べてみたら、これまたおもしろいので、一番近いのが長野県の駒ヶ根。これは、高齢者や女性も歩きやすい登山道の整備なんてやるらしいのです。何でかと思って、こんなことで、これは簡単なことなのですね。林道をちょっときれいにすれば、今言う山ガールが来るのではないとか、老人と。では、どういうところが企業がそれをやってくれたら、スポーツメーカーのミズノだとか、そういうところが賛同してくれるというのです。だから、玉村町もよく考えてみたら何かあるのではないかと。そんなところでひとつ知恵を絞って、せっかく副町長も県庁から来てくれたのだから、いろんなあれを持って。だから、いいアイデアを練ってもらって、玉村町はこれから今何がいかという、よく言うのだけれども、生かされていないのが、水に恵まれたいいところだということです、利根川と烏川と。確かにこんないいところはないのです。1級河川が両方ですから。これを利用するというけれども、これを利用する何かの案でも考えていただければ相当、先ほど言ったとおりに災害が少ないのだから、そんなところでうまく呼び込めば、人口増加にもつながるし、町の活性化にもなると思うのですが。

副町長、いろいろ今まで県庁にいて、いろいろ東のほうでやってきたと思うのですけれども、県庁の立場からしてちょっとあったら、ご参考までにご意見を聞きたいのですが。まず最初に申しわけないのですが、よろしく願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 宮川清吾君発言〕

◇副町長（宮川清吾君） 県の立場というか、邑楽館林振興局の立場で東のほうを見てまいりました

のですけれども、やはりこの企業版のふるさと納税は非常に扱いが難しいということで、どこの市町村も皆、今頭を抱えているところがございます。今後よく勉強させてもらいまして、いいアイデアを考えていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 大変いい答えだったので、今後いろいろと幅が広いから、いろいろ考えなくてはならないので、そうですね。それなので、ひとつこの辺のこともみんなで町のひとつ全体で、職員全体で考えて、こういうものがあるよとやったら、やっぱりそれをアンケートボックスみたいなのところに入れてやったらいいのではないかと、町の愛町箱。そんなのでやっていけば、大分よくなるのではないかと。どうせ生まれて、ここで埋めなくてはならないのだから、骨を。何とか玉村町をよくして、やっぱり住んでよかったなど、こう思うぐらいではないと。もう逃げ出すようではどうしようもないので、その辺を考えて、しっかりやっていきたいと思えます。

そして、次に今度は定住の話なのですが、今まで婚活だの何だのというのをやったというのは聞いているのですけれども、何か持続していないのですね、これが。持続して、定住して、人口をふやす。正直な話、よそから人を連れてきて、給食費を安くするとか、医療費を安くするとかというのは、これは例えばよそから来れば、よそから来たほうが少なくなってしまうので、それを何とかそうではなく、いい方法がないかと。一つの案として、どうしても今まで聞いてみると、いろんなので行ってみると、50歳とか幾らで結婚していない人がいるよと。この間行ったところでは、幕張のほうへ行っただけで研修を受けてきたら、ある町村では50歳以上の人が30人いるのだけれども、結婚している人が3人しかないのだと。いや、それではしょうがないなど。何でもかといろいろ聞くと、来手がないとか何とかいろいろ問題があるらしいのですけれども、それを町が幾らか介入して、私が昔にちょっと調べた結果によると、岩手県のあるところでは首長がデンマークのほうへ行っただけで、どうしても酪農のやり手がないのだということで、継承者が。首長が組んで、デンマークのほうのまちへ行っただけで、向こうの女性を5人ぐらい連れてきたらしいのです。本当に。それで、今結構1人で来るのは大変だと、国際結婚も。ところが、4人、5人とまとまってくるとそこでできるので、結構うまくいってると。もはや日本人も純血を守っていく時代ではなく、オリンピックに行っても、みんな向こうから輸入した人たちがみんな活躍しているのだから。これから全世界で生きるなら地球人として生きなくてはならない。日本だのどこだのなく、その辺の気持ちで定住化を図っていきなさいと思うのですけれども、こんなばかげた意見を出したのだけれども、町長はどう思いますか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 人口をふやすというのはいろんなやり方があるだろうと思うのですけれども、今現在は自然現象と出生率の関係で必然的に日本の人口は減ってってしまうということでもあります。

が、その中でも特に地域差が非常に激しいということでもあります。その辺で、出生率を上げるというのはなかなか長いことかかるということもありますし、今の人口を維持するためだけでも大変なことだというふうに認識しておりますが、大変今笠原議員のグローバルなご意見を伺いましたけれども、外国の人が来て、住んで、そこで一生を過ごすというようなためには、非常に町全体、あるいは社会全体がそういう方を受け入れて過ごせるような地域づくりをしていかないと非常に難しいのではないかとこのように私は思っております。

しかし、いずれにしても、難しい、難しいと言って何もしないでいけば、必然的に人口が減って、日本全体、あるいは玉村町もだんだんに減っていくというのが必然でありますので、皆さんのお知恵を拝借しながら、何とか若い人が住めるような、あるいは今いる人たちもやはり希望が持てるようなまちづくりにしたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 大変いいあれであったので、もう質問する要素がなくなってしまったのだけれども、婚活みたいなことを1度始めたというのだけれども、その後中断してしまっているのか、その辺はどうなのですか。これはどこの課に聞いたらいいのだろうか。総務か、経営企画か。お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 先ほど笠原議員の質問の中で50歳代の男女の婚活ということが1つあったのですけれども、果たして50歳代のカップルで、次子供がというのはちょっとあるのですけれども、一応町で取り組んでいますのはなるべく若いカップルということで、理想を言えば男女が町外から転入してきて、そこに子供ができれば、当然ゼロから4になるわけで、それが理想なのですけれども。今年度既に7月29日に1度、支援事業を行いました。今年度は、県も地域の結婚応援事業ということで、今年度からそういう補助事業を始めておまして、ちょうどそれに乗っかるような形で玉村町でも行ったのと、それから今後2回、今年度中に開催予定であります。

ただ、ただ単に男女の交流機会を設けるということではなくて、その前にセミナーを行って、例えば自分力をアップする、自分磨き、そんなようなセミナーを講師を招いて行っております。あと10月にもう一度、それから12月にもう一度。12月の際は、そういった結婚適齢期の方だけではなくて、むしろそれよりも若い、若年層の人たちを対象にセミナーを行って、今は結婚というものがなかなか考えられないかもしれないけれども、ライフスタイルの中で結婚、出産、子育て、これがライフサイクルで考えてくれと、そういうようなセミナーも開催すると。そういう予定であります。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それ10月にやって、また12月にやると。大分それ期待を持ってよろしいのですか。期待を持って。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 7月のときは男女合わせて約50名参加がありまして、それに気をよくしたわけではないのですけれども、秋はぜひ倍、50、50の100人を今目指しているのですけれども、100人というのはちょっと大げさかもしれないのですけれども、少なくとも数十人単位のイベントを行いたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そういうことで、経営企画課でやってくれるということなので、それを期待して、玉村町の将来に乗ってみようと思います。

以上で終わりにいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、1番月田 均議員の発言を許します。

〔1番 月田 均君登壇〕

◇1番（月田 均君） 議席番号1番の月田 均です。議長の許しを得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

傍聴人の皆様、お忙しい中大変ご苦労さまです。ありがとうございます。感謝申し上げます。

ところで、ことしの夏のリオデジャネイロオリンピック、メダルの数が過去最高ということで、笑顔の多いオリンピックだったなと感じました。涙はレスリングの吉田沙保里選手が一人で流してくれました。日本人のちょっと失いかけた自信が取り戻せたかなと思います。オリンピックに負けずに、元気に一般質問していきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。質問は、東毛広域幹線道路の騒音について、そして役場庁舎の空調設備の改善、次に特定流通業務施設の路線区域の指定の3項目です。では、第1の質問、東毛広域幹線道路の騒音対策についての取り組みについてお聞きします。東毛広域幹線道路が全線開通して2年、ことしの7月に4車線化しました。開通当初の騒音の大きさに驚きましたが、交通量もこの2年で増加し、騒音も増しているようです。道路からの騒音について、町はどのように把握し、判断していますか。

また、騒音の健康への影響、聴力障害、睡眠障害、精神障害、不快感などから見て、許される騒音はどの程度と考えますか。

その騒音限度から見て、現在発生している騒音をどのように判断しますか。

また、現在の騒音がその限度を超えていると判断した場合はどのように対応しますか。

続いて、第2の質問、役場庁舎の空調機器の更新についてお聞きします。役場庁舎の空調機器は、設置後30年を経過し、修理しながら使用している状態で、改修の時期を迎えています。そのため調査費100万円を計上していますが、どのような調査を行う予定ですか。空調機器については、近年技術革新が目覚ましく、従来の機器をそのまま入れかえるのではなく、新しい技術を取り入れることで、運転コストを大幅に低減できます。

ところで、昨年的一般質問の中で、文化センターの空調機器の改修については、エスコ事業の提案が出されていましたが、検討期間が少なく、また設備が小さいので、エスコ事業の対象にならないなどの理由で実現しなかったようです。今回の役場庁舎の改修に関しては、検討期間もあるようですし、小さな設備でも対象になるとの話も聞きます。エスコ事業や他の省エネルギー工事などの新しい考えで設備改修の取り組みを行ったら、よい結果が出ると思いますが、町の考えをお聞かせください。

続きまして、第3の質問、特定流通業務施設の指定路線の区域指定についてです。平成27年4月1日、国道354線の沿線、南玉から下之宮まで1.55キロが特定流通業務施設の指定路線の区域指定になりました。その経過は、県から平成26年4月10日に特定流通業務施設の指定路線区域指定の意識調査を受け、10月7日に要望書を提出し、12月2日に指定区域の要望調書を提出し、翌年の平成27年3月13日付で指定を受けたというものです。これらについては議会で説明し、評価を仰ぐべきものであったと考えます。なぜ行わなかったのか、説明を求めます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） まず、広幹道開通による道路沿線の騒音の把握についてお答えいたします。

暫定2車線のときは、環境基準を超えていないことを把握しています。県では、今年度全線4車線化した後の騒音値は測定していないため、把握しておりません。今年度中に伊勢崎土木事務所にて測定を行う予定になっていることを確認しましたので、その後を把握することになります。開通後、すぐに測定を行わないのは、通過交通が徐々に多くなっていくためです。

一方、町では広幹道の開通に伴い、騒音の測定を26年度より始めました。測定場所は、道路沿いに住宅がある南玉地内のにしきの団地前です。町としては、昨年度は平成28年1月14日午前6時から翌15日の午前6時までを測定いたしました。測定結果は、午前6時から午後10時までが60デシベル、午後10時から翌朝午前6時までが55デシベルでありました。測定結果について、環境基準以下でありましたので、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい範囲内であったと認識しております。なお、来年1月にも同様な測定を行う予定でございます。

騒音について、今後も継続して測定を行いたいと考えておりますが、測定結果が規制値を超えた場合は対策をしていただけるよう、伊勢崎土木事務所へ要請していきます。また、伊勢崎土木事務所

も対策について検討していくことの回答をいただいております。

2番目、役場庁舎のエアコン設備改修と新たな設備改修への取り組みについてのご質問にお答えします。役場庁舎は、昭和60年に完成し、既に30年以上が経過しており、庁舎の冷暖房設備は定期的なメンテナンスや一部修繕、機器の更新をしながら、現在まで使用しております。しかしながら、空調設備は経年劣化の兆しが随所に見られ、年数の経過により修理部品の供給も困難な状態となりつつあります。庁舎の冷暖房設備は、地下に大きな水槽を設け、その水槽の水を電気代の安い深夜電力で冷やしたり温めたりして冷暖房するシステムであります。平成26年2月には地下の水槽にふぐあいが起き、修繕のため冬の寒い時期に暖房が使えないことがありました。一般的に、設備の法定耐用年数は15年と言われ、この時期に機器の更新を行い、管理していくことが望ましいことではあります。しかし、庁舎全体となると財政負担が大きいため、対応が進んでいなかった状態です。

平成28年度では、調査費として100万円を予算計上しておりますが、この予算はCO₂の削減など環境へ配慮、光熱費の削減や設備の投資費用等を勘案し、どのような方式の設備が最適であるのかを調査し、また省エネルギー効果と費用対効果の両者を引き出すためのサービスを提供する事業であるエスコ事業の活用も検討する費用に充てたいと考えております。

3番の最後に、特定流通業務施設の指定路線区域指定のご質問についてお答えします。特定流通業務施設の指定路線は、流通業務の統合化及び効率化の促進に関する法律による総合効率化計画の認定を受けた事業者が、あらかじめ指定を受けた路線に進出する場合、市街化調整区域内であっても一定の範囲内で許可できるものとなっております。また、この法律の効果とされるのがCO₂の削減、企業の国際競争力の強化や地域の活性化などですが、町ではこの効果を最大限活用し、町に進出希望のある流通系事業者に対して規制と誘導を行い、土地利用の整序を図り、都市の健全な発展に寄与したいと考えております。

指定路線については、平成21年の当初指定をする際に、議会で議論していただいた経緯がございます。しかし、今回の指定路線については追加路線ということで、当時広報等で周知を図り、理解を求めていくことといたしました。しかし、具体的な開発が計画された場合の影響を考えれば、改めて議会で報告すべきであったものであり、このことについては丁寧さに欠けたものであります。今後は、議会への報告などを十分に行いながら、企業誘致を進めていき、地域活性化及び雇用機会の確保などにつなげ、定住促進または財政健全化に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） では、自席から続いて質問をさせていただきます。

まず、騒音なのですが、地元がどのように取り組んできたか、この2年間の経緯をちょっと説明さ

させていただきます。5分ほどかかりますので、ちょっとお聞きください。

広幹道が開通したのが2年前の平成26年8月31日、静かな村に突然騒音が襲いかかってきました。うるさくて困る、眠れない、道路から家が丸見え、プライバシーが保たれない、生活が一変した、何とかしてほしいとの地元の要望を受け、平成26年10月の末、下之宮と南玉の区長さんを通して町に、そして町から伊勢崎土木事務所に騒音改善のお願いを出しました。その後、11月になっても、12月になっても返事が来ない。そこで、町の議員さんに何とかしてほしいとお願いし、平成26年12月15日に伊勢崎土木事務所との第1回打ち合わせを玉村町役場で持ちました。そのときは、15分ほどの説明時間しかもらえませんでした。これでは不十分だったので、再度議員さんをお願いし、翌年、平成27年1月23日に伊勢崎土木事務所との第2回打ち合わせを持ちました。そこで、騒音を測定し、判断することになりました。

平成27年3月26日に伊勢崎土木事務所との第3回打ち合わせを行いました。ここでは、騒音値を測定した結果、環境基準値以下だった。さらに、騒音改善のため植樹のかさ上げ、現行の高さというのが50センチなのですが、それを1メートル20センチにしたいとの提案が出されました。その後、平成27年5月27日、南玉公民館で行われた住民説明会のときに、植樹のかさ上げの効果が無いということ、これは同様な場所なのですが、境町文化センターの354があるのですが、あの前でやはり1メートル50センチぐらいの植樹があるのですが、そこで騒音を測定した結果も効果が無いということで話をしました。改善のために1.5メートル程度の低層の防音壁をつけたらどうかという提案を行いました。騒音値的には6デシベル、交通量にして4分の1まで騒音が下がるということで説明をしてきました。

続きまして、平成27年7月6日、玉村町議会に陳情書を出しました。内容は、騒音対策のため、道路と自転車道の間の高さ1.5メートルほどの低層防音壁の設置を検討してくださいというものでした。この陳情に対して、9月議会、ちょうど1年前ですが、趣旨採択となりました。趣旨採択の中身というのは、本工事は県の事業であり、暫定2車線の開通で騒音も基準値以下のことである。しかしながら、町全体として本陳情が住民の生活環境についての問題であり、趣旨は十分理解できることから、今後の4車線化工事の状況を注視していくという意見が多く占めましたということでした。

続いて、平成27年8月4日に南玉公民館で第2回目の住民説明会があったのですが、このときに県のほうから、県としては騒音値が実測値59デシベルで、環境基準70デシベル以下のため、騒音対策はできませんという回答でした。そこで、地元の実態がわかっていないということで、伊勢崎土木事務所長にきちんと説明する必要があると考え、平成27年9月18日、約1年前なのですが、町の議員さんをお願いして、一緒に伊勢崎土木事務所に説明に行きました。ここでは、騒音の現状、植樹のかさ上げのないこと、環境基準70デシベルの根拠のなさ、また沿道の植栽が7年前の住民説明会のときはしっかりあったのがなくなってしまった等の話をし、説明をしてきました。その後、どのように騒音を改善するかという回答はなかったのですが、去年の暮れですね、平成27年の末から

4車線の工事が始まりました。そして、ことしの2月には歩道に降った雨が植樹帯に流れ込むことによる植樹帯、これはツツジなのですが、その根腐れ防止及び歩道に車が突入することを防止するための交通安全の対策のため、高さ70センチのU字溝を本線と自転車道の間につけ、境につけ、その上にツツジを植えると、そういう構造になって、現在に至っているということなのです。これが騒音の対策ですね、2年間の経緯なのですけれども。

1つ質問したいのですが、市街化調整区域の騒音の一般基準が55デシベル、これは昼間ですけれども。それが、道路に面すると10デシベル上がって65デシベルになると。さらに、幹線交通を伴う道路に近接する空間での特例としての基準として70デシベルということで、55デシベルが70デシベルに上がってくると。環境基準が変わっているわけですけれども、70デシベルというのは55デシベルに対して何倍うるさいか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。何倍ですか、70デシベルは、55に対してどれだけ大きいのだということで、ちょっと説明をお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後3時17分休憩

午後3時18分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） ちょっとわかりにくい質問を申しわけありませんでした。

ところで、騒音というのは、計算式を見ますと、常用対数で計算されているのです。その計算式から計算すると、騒音源の数が2倍になると3デシベル増加する。わかりやすく言うと、交通量が2倍になると3デシベル増加する。となると、55から70に関して言えば、1.5下がるわけだから、1.5割る3でいうと5倍、だから2を5回掛ける。2の5乗だから32なのです。32倍の交通量になるのです。55の騒音というのは、55と70というのは、交通量から言えば3.2倍なのです。その同じ基準で騒音をいい悪いを判断されたのでは、これはたまらないなと、大変なことになるなと思うので、それはやはり55と70だから、70割る55という、そういう計算ではなくて、非常に大きな値になってしまうと。だから、70デシベルになっていないからいいのだという判断は非常に問題が出るなと私は感じました。

ところで、実はこの間ICレコーダーで、玉村町も70デシベル近くのところがあるのです。70デシベルはどんな音か、ちょっと撮ってきたので、聞いてください。これは道路と官民境界のところです。ぎりぎりのところですよ。これ以上スピーカーが大きくならないので、こんな音なのですけれども。

ほとんど車がばあっと通っているような状態です。それが70デシベルということで、70デシベルで判断されるようだと問題になるなど私は感じます。

あと、町長にちょっとお聞きしたいのですけれども、私よく言われるのです。騒音はなれですよとか、便利になったから、開けたから我慢しなさいよなんて話を聞くのですけれども、ただ私は違うと思うのです。町長の判断をちょっとお聞きしたいのですけれども、要するに基準値以下だから玉村町に騒音問題が発生しないのか、基準値以下だけれども、騒音の問題が発生するか。町長はどんなふうに感じますか、騒音に関しては。ちょっとお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 数値で決めないことには、なかなか基準がわからないということだろうと思うのですけれども、果たして騒音は特に産業医学なんかで問題なのは、そういうようなものにどれだけ長時間曝露されているかということが人間の体には大切だろうということだろうと思うのです。ですから、特に道路とか住宅街などにおいて低い音であっても、かなり長時間曝露されていれば、いろんな身体的にも精神的にも影響があるというのは言えると思いますけれども、ただやはり道路の場合、私よくわかりませんが、何メートル離れて、何デシベルかというような基準があれば、やっぱりその基準でもって考える以外にないのだろうと思うのですが、一般的にその部分で住んでいるとか、あるいは通行しているだけなのかによって、いろんな身体への影響というのは異なるのではないかというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 玉村町には騒音問題が354バイパスだけではなくて、多く発生しているということを認識していただきたいと思います。

続きまして、役場の空調機器の改修についてなのですが、エスコ事業等を検討してもらえということなのですが、1つは役場の空調設備、夜間電力を使ってということ、ある程度進んでいるシステムだとは思いますが、やはりその中で修理すべきことが起きているということなのですが、やはり調査会社に調査させるということもいいのですが、何社かに役場の今のシステムを見させて、その中で各社どういった考えを持っているかという意見を出させて、その中からいいものを選んでいく。これが非常に大切だと思うのです。私なんかも逆な立場で随分競争させられたのですが、そういうところでメーカーとしても競争することによって力を尽くし、町としてもいいものが安くできることなので、ぜひ数社に検討させるということをやってほしいと思うのですが、そんな考えはございますか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 現在の役場の空調システムは、32年前に役場ができたときに稼働いたしまして、当時としては最先端の方式でして、蓄熱式ヒートポンプ方式ということで、地下に400トンの水槽を持っておりまして、先ほど説明がありましたように、深夜電力を使って効率的に行っているということです。メンテナンス費用も非常に安く済むということで、通常ですと15年ぐらいで更新というものが、部分的な補修で32年ももっているというものです。

ただし、調査費用100万円、今回計上させていただきまして、最終的にはいずれにしても改修費が一番安くて、電気代もかからず、ランニングコストですか、将来的にわたって、しかも効率的なシステムを導入したいと考えておりますので、1社だけの提案ということではなくて、こういったシステムが一番効果的なのかということは十分検討していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） ぜひそういったことで検討をお願いいたします。

続きまして、特定流通業務施設の区域指定について伺います。この件は、平成21年のときに既に町で2カ所出しているのので、説明が要らないかなというふうに判断したという回答だったと思うのですが、中身的には随分大きな内容だと思います。この話を役場の職員に聞いたときには、いや、それは全協で説明しているはずですよ、4階へ行って聞いてくださいと言われたのです。ということは、一般常識で言えば、これは全協で報告すべきものだったと。それを21年に申請しているから、今回はいいのではないかとというふうに考えたということなのですけれども、これ困ったなということです。今後はこういうことのないようにという話が出ていたので、ぜひそういう再発防止策はとっていただきたいのですが、困った話だなと感じています。

ところで、この件は都市計画課のほうで県のほうに申請されたと思うのですが、中身からいきますと、農業関係のことが大分入っていますので、経済産業課との調整も十分行ったと思うのですが、経済産業課に関してはどういうことを検討されたか、聞かせてください。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 経済産業課としては、特に検討等はしておりません。町としてここを指定するというような形になったことを承知したということでございます。それについて具体的にどこにどういうふうに関係があると決まったわけではありませぬので、承知をしたということでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） そういう話もあるかもしれませんが、経済産業課には農政係はあるし、

農業委員会の事務局もあります。この法律というのは、市街化調整区域の中に流通施設をつくるということで、農業が行われているところにつくるわけですから、これは経済産業課に十分。どこかというところも地域は指定していますね、平成27年に指定は。となると、町のここにあるのだといったときに、ではこの農業をどうするのだとか、農業の関係者に話をして了解を得るということは当然必要だと思うのですが、その辺は本当にやっていないのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 経済産業課といたしましては、あくまでもそういう町の考え方であるということを承知したということでございまして、そこを農業振興地域から外すとか外さないとか、そういう議論をしているということはございません。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） だから、関係する部分と調整というか、話がなくて、この特定物流がひとりで動いているという感じがするのです。実際問題、農業委員会のほうからも聞いてみたら、全く話は聞いていないと。話があっていいはずべきものだと。第三者から見ればというか、私なんかから見れば、当然相談してよかった、相談しなければいけない項目だと思うのですがけれども、町長、この話はどうですか。これだけ大事な話を都市計画課の判断だけで進めているという話なのですが、やっぱり仕事の流れからすれば、ちょっと理解できないのですが、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ちょっと私もその当時の状況がよくわからないのでありますが、今までの経過は月田議員が先ほど述べられたように、町として県のほうに指定を要望する地域として現在許可されておる地域が挙がったわけでありまして、町としてというのは、どの範囲で決定がなされたかというのは、ちょっと存じ上げないわけでありましてけれども、こういうようなことで県から指定を受けたということでありまして、この事実としてやはり町が認めておるということでありまして。

ただ、いろんな今町でこの総合計画やマスタープラン等で検討を、町の方向づけをしておるわけでございますので、こういうような問題に関してやはり総合的に町の意向がどうであるかというのは、当然検討すべきであったというふうに思っておりますが、ちょっとその当時のことが実際どういう範囲で申請をしたのか、ちょっと現在わかりません。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） この特定流通業務施設の区域指定に関しては、平成27年4月20日発行の「広報たまむら」に載っているということなのです。ホームページにも載っていると。私ちょっと勉

強不足で見ていなかったのですが、町長、この間をいつお聞きになりました、特定施設の話。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 日にちはちょっと明らかではありませんが、多分三、四カ月前だろうと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） では、もう三、四カ月というと、町長になったところに話が出ていたということですね、町長には。ということでよろしいですか。いろいろ議員さんに聞くと、やっぱり議員さんも全く知らなかったと。驚きなのですけれども。

実は、ことしの3月の議会のとときに景観に対する施策ということで質問して、町長のほうから景観に対する施策は町の魅力を再発見し、誇りと愛情を生み出し、地域力向上に結びつけることができ、町の発展に寄与することができる。そのため景観行政を進めていきたいという話があったのですが、町の1.55キロが特定流通というと、特定流通業務施設と景観行政、麦秋の郷というのがどうに両立するかということになるかと思うのです。やはり大事な問題なので、私はちょっといろいろ気になっているところなのです。麦秋の郷、玉村町の新しい文化ができるのかなというような感じで大いに期待しているところなのですけれども。

特定流通業務施設をよく読んでみますと、町の文化センター前の住宅というのは町が全部関与していますね。住民説明会して、用地買収して、宅地造成までしていると。東部工業団地だって、町が地域を決めて、用地買収しています。それに関して特定流通というのは、下之宮から南玉の1.5キロ、ここら辺を倉庫でどうですかという法律なのです。町が関与できない、したくてもできないし、景観条例を適用させろと言っても難しいかもしれない。こんな大事な法律を、法律というか、難しいものを、このまままっすぐ走って大丈夫かなと、私はすごく心配なのです。その辺はどうですか。都市建設課長、どうですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 斉藤治正君発言〕

◇都市建設課長（斉藤治正君） 今回の特定流通施設の指定路線の関係でございますけれども、月田議員、大変勉強されて、よくご存じだと思います。

こちらの開発手法につきましては、調整区域の開発許可ということで、群馬県開発審査会に付議をできる基準6の特定流通業務施設という項目に当てはまるものでございます。したがって、県のほうの許可ということでございますので、直接この開発に関する町に許可云々ということとはございません。ただし、仮にその開発が進んでいた場合、町が管理すべきものがある場合については、町との協議が発生いたします。そのような形での町の関与がございます。

それと、先ほど農地との関係の話があったのですが、再三話が出ている中で、この特定流通施設の指定路線を指定することによって、当然ご承知おきかと思うのですが、改めてちょっとここで確認をさせていただきたいのですが、路線を指定したからといって、農振除外の必要性がないとか、農転の許可が要らないとか、そういう話ではないので、そのあたりは仕切りのほうはきちっと、多分ご存じだと思うのですが、改めましてちょっとここで確認をほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 実は、2年前の3月の定例会のときに、議員さんが上福島の特定流通、倉庫の流通関係の質問をしているのです。ちょっと私が非常に気になったのは、この仕事、本件は群馬県の開発審査会の議を経る開発許可でありますので、開発業者の責務において進めるべき案件ということなのです。ということは、まさしく町がここを倉庫にしましょうと説明して、では幾らで買いますよ、どうに作りましょうということではなくて、開発業者の考えでいってしまうということなのです。やっぱりいろいろ聞くと、資本の論理で突っ走った場合にはちょっと不安もあるし、私実は開発が長いのです。開発といっても土地開発ではなくて、新商品開発ということで、この間新聞に自動車業界が自動運転の開発にしのぎを削っていたというけれども、開発というのは今ないものをつくる。みんなが欲しいものを考えつくるということなので、土地の開発もある意味同じなのかもしれないけれども、やっぱりステップをきちっと踏まないでやった開発というのはうまくいかない危険性が多いですよ、私の経験からいって。これは製造業の開発とその土地の開発もそんなに違わないと思うのだけれども。そういう面で、よく開発のステップをきちっと踏んでやっていたかどうかというと、どう見ても踏んでいない、不十分だということで、しっかり真っすぐそのまま進むのか、考えてとまるのかということは考えたほうがいいと思う。もう県に出してしまったから、そのままどんどん進みましようで済む内容ならいいのだけれども、泣くのはやっぱり我々だから。玉村町に住んでいる人が利益を落ちなければ困るわけだから。その辺はどうしましょうかと質問しても答えてくれないとは思いますが、どうなのですか、都市建設課長。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 繰り返しになりますけれども、開発許可ということで、まず許可要件に合致するかということが前提になると思いますが、開発部門のほうは開発審査会であります。農振のほうは除外、農転、そういうような法制上の問題が1つ挙げられます。当然進出しようとしている業者、業態といたしますか、それがその特定流通施設に合致するかどうかというのも、大きな話としては制度上の話というのがあるかと思いますが、一番大事なものは開発区域の同意者、開発区域内の同

意ということで、地権者の意向というのがまず一番最優先されるのではないかなというふうに私は考えております。したがって、開発業者が主導で地権者の意向を無視してまで開発というのは当然できないかなというふうに私は考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 確かにそうかもしれないけれども、町としてここをこういう形で計画していますよと、これこれこういう理由で説明会、通常みんなやっていますね。伊勢崎だって多分やっていると思うのですけれども、そういうものを経っていないで動いていると。やっぱりこの特定流通の難しさとか、不安定要素だと思うのですけれども。今現在の南玉、下之宮の動きというのがどんな動きをしているか、把握していますか、都市計画課長。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 特に下之宮関係でございますけれども、ある個人名はちょっとあれなのですけれども、数名、こんな話があるということでちょっと教えてくれということで接触といいますか、そういうことがあるという情報を受けたということと、あとは地元の金融機関のほうでも何かそんなような話から、こちらのほうにそれはどういうことなのかというような問い合わせが来ているということは私のほうで承知しておるところでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 実は、同じような施設がこの広幹道沿いにあるかどうかというので調べに行きました。そうしますと、ここから70キロぐらい東に行った、東北自動車道をくぐって、館林をくぐっていくと、板倉町に入ります。板倉町に入ると17ヘクタールぐらいの倉庫、これがあるのですけれども、これはこの制度ではなくて大規模開発でつくったという話なのですが、やはり板倉町も用地買収は板倉がしたと。整地もした。やっぱりそういうふうにはいいものをつくったという話が出ていたので、やはり将来の町を考えれば、町が関与する形で、それなりに関与する形で進めてほしいな。もしやるとすればですよというふうに考えているのですけれども。注文をつけておきます。以上、私の希望というか、要望です。どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） ご希望ということでございまして、私のほうで承ったというふうには言えれば大変よろしいのですけれども、町が関与するといいますか、公共施工というようなことにな

りますと、都市計画上、やはり市街化区域、調整区域という純然たる土地利用の区分がございまして、調整区域で町施工でいく場合については、基本的には市街化区域の編入というような手法が普通はとられるのではないかなという認識でございます。調整区域については、開発許可でやる方法やら、幾つかの手法があるわけでございますが、残念ながら今回指定路線で指定したところにつきましては、市街化区域の編入という手法ではなくて、民間開発に頼らざるを得ないのが現状の法の制度というような趣旨ということで私のほうは理解しておりますので、ちょっと本当に希望ということでおっしゃられたのですけれども、大変申しわけありませんが、このような答えになってしまいます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 今現在事態が流動しているというような状態なので、また機会があればお伺いし、一般質問もしていきたいなと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。4時ちょうどに再開いたします。

午後3時44分休憩

午後4時再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、2番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） 改めてこんにちは。議席番号2番渡邊俊彦です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。よろしく願いいたします。また、傍聴の皆様には、お忙しい中大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

ことはオリンピックイヤーでありまして、ブラジル・リオデジャネイロで開催されました。南米では史上初めての開催でありました。大きな事件や事故もなく、無事日本時間で8月22日に閉会されたようであります。日本人選手の活躍は目覚ましく、金メダル12個、合わせて41個も獲得をいたしました。我々に熱い感動と勇気、そして日本人としての誇りを与えてくれました。4年後、2020年開催の東京オリンピックでのさらなる活躍を期待するところでございます。また、障害者スポーツ、パラリンピックが日本時間では9月8日から開催されるようであります。日本人選手の活躍を期待するところでございます。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。平成26年11月に制定されましたまち・ひと・しごと創生法による玉村町版総合戦略についてお伺いをいたします。玉村町では、平成27年から

31年までの5カ年の目標、施策、基本方針等について制定されたことと思いますが、これらの進捗状況、1年経過した時点での状況、これからの見通し、達成目標についてお伺いをいたします。

次に、2つ目の質問に移ります。再生可能エネルギーの導入について、町の考えをお伺いいたします。福島第一原子力発電所の事故は甚大な被害をもたらしました。いまだ避難生活を強いられている方々も大勢おります。この事故以来、原発依存には否定的と申しますか、疑問や反対の意見を持っている国民が多いことがアンケート調査結果で出ております。そんな状況の中で、国では温室効果ガス削減に向け、2030年には総発電量の22から24%程度を再生可能エネルギーで賄う予定のようでございます。玉村町では、太陽光発電設備を促進し、補助金を出しておりますが、地方自治体が先頭に立って取り組まなくては、国が言っている温室効果ガス削減効果に向けた大きな効果はあらわれまいと考えますが、町の取り組みをお伺いいたします。

次に、3つ目の質問ですが、町の教育の一環として子供たちが土に触れ、学ぶ機会についてお伺いをいたします。町内の小中学校、幼稚園、保育所では、学校農園や菜園の取り組みはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、学校内の落ち葉や枯れ葉はどのように処理をされているのか、伺います。これを使った腐葉土をつくり、肥料として使い、微生物の働きなど土に触れ、学ぶ機会について、当町の学校ではどのような扱いになっているのか、お伺いをいたします。

以上をもちまして1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） まず最初に、玉村町の総合戦略に関連する事業についてお答えいたします。

平成27年度の事業は、玉村町版総合戦略及び人口ビジョンの策定、道の駅玉村宿における地域拠点機能の強化を図るための低速電動バスの導入、地域における保育環境の改善のための子育て支援センターの床暖房化を実施しました。これらの事業につきましては、ことしの7月に外部有識者で構成される玉村町総合戦略推進会議を立ち上げ、重要業績評価指標（KPI）の目標値について検証いただいております。その中で子育て支援センターの床暖房化に伴うソフト事業は大変高い評価をいただきました。低速電動バスにつきましては、事業を継続する上で柔軟な対応を図り、年間を通じて利用者をふやしていただきたいというご意見をいただいております。

続きまして、今年度より実施している事業について申し上げます。初めに、玉村町版生涯活躍のまちの構想づくりのために、基礎データの整理、企業ニーズ調査を実施しています。本町における生涯活躍のまちのあり方を検討する上で必要な人口動態、高齢者向け住宅などに関する統計データや移住を促す可能性のある地域特性の整理を行い、基礎データと有識者ヒアリングの結果に基づいてコンセプトや移住モデルを考え、本町に及ぼす効果を整理いたします。

次に、地域おこし協力隊に関する事業です。現在募集のための要綱やチラシを作成しており、今後

はインターネット上の募集や東京で行われる移住交流イベントにも積極的に参加し、募集活動の機会をふやしていく予定です。このほかに交流促進事業として、風景写真コンテスト、ボランティアガイドの育成、農業体験プログラムを企画し、一般社団法人たまむら住民活動支援センターとの協働事業として実施しております。総合戦略に掲げられている事業の中には、町民の皆さんにご協力をいただき実施されている事業もございます。例えば探鳥会（バードウォッチング）の開催、婚活支援事業、道の駅玉村宿での夕焼けビアガーデン、総合戦略では青空ガーデンと表記しております、などはそのよい例と言えましょう。来年度以降の事業につきましては、有識者や関係各課と協議しながら、実施する事業の順序を決めていきたいと思っております。いずれにいたしましても、町民の皆さんにご協力をいただきながら、一人でも多くの方が玉村町を訪れ、住んでみたいと思っていただけるような機会をつくっていききたいと考えております。

遊休農地等を利用した再生可能エネルギーの導入についてのご質問にお答えいたします。現在町では太陽光発電設備の導入促進として、余剰電力を電力会社へ売電する住宅用太陽光発電設備を設置した町民の方へ補助金を交付しております。一方で、住宅に設置しても売電専用の場合には事業用として補助金の交付を行っておりません。事業として10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して電力会社へ売電しようとする場合には、売電単価や売電期間、設置費用等を勘案する、その事業者の方の判断により設置していただいている状況です。

ご質問の遊休農地を利用する場合には、再生可能エネルギーとして太陽光と風力の利用が考えられますが、費用等を考えると太陽光発電が有力となっています。しかし、土地が農地でありますので、その農地に太陽光発電設備を設置する場合には、農業振興地域から除外することや、農地転用する必要が生じてまいります。事業者の方から問い合わせがあった場合には、その手続について説明させていただいております。遊休農地への設置について、事業者の方が設置しようとするについては手続等の説明をいたしますが、町が設置者となるような考えはございません。

次に、町内の小中学校、幼稚園、保育園の学校農園や菜園の取り組みについてお答えします。町立保育所では、地域の長寿会等にジャガイモやサツマイモの栽培をお願いしています。年中、年長児が芋掘りをして収穫し、児童全員と長寿会の皆さんと一緒に食べることで、地域の高齢者との交流を図るとともに、食育の推進を図っています。また、園庭の一部や近隣の畑を借りて夏野菜やスイカなどを栽培し、おやつや給食の食材として利用しています。児童が協力し合い、一生懸命世話をした野菜などを食べることで、食べ物に感謝する気持ちを育んでおります。

小中学校、幼稚園の取り組み及び2の落ち葉の処理については、教育長よりお答えいたします。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 渡邊議員さんご質問の子供たちが土に触れ学ぶ機会について、学校関係に

ついてお答え申し上げます。

まず初めに、学校の取り組みについてでございますが、小学校では生活科の学習として、子供たちが身近な動物や植物などの育つ場所や成長の様子に関心や親しみを持てるようにするために、野菜や花をプランターや花壇で育てています。また、理科の学習といたしまして、各学年の学習内容に関連するアサガオやホウセンカ、ヘチマなどの植物を育て、その成長を観察したり、特徴を調べたりしているところであります。環境教育の一環として、また夏の暑さ対策として、グリーンカーテンのためのツル科の植物、特にゴーヤなどの栽培にも取り組んでいるところであります。幼稚園でも同様に、子供たちが自然に関心や親しみを持つように、身近な野菜等を育てて、種まきから収穫まで一貫した体験を重ねているところであります。

さらに、小学校では特色ある教育活動として、学校菜園とは別に総合的な学習の時間や学校行事の一環として、地域や保護者の協力を得ながら、米づくりや野菜づくり等にも取り組んで、土に触れ、学ぶ体験を重ねているところであります。例えば地元の農業クラブと連携し、上野村の子供たちと一緒に田植えから稲刈りまでの一貫した米づくりを行ったり、農業委員の協力を得ながら、玉村カレーの材料となるタマネギやジャガイモを育てたり、福島地区農地・水・環境保全会が育てているカキナ摘みを体験したりするなどの取り組みがございます。また、中学校では、山ノ内町との交流事業の一環として、中学2年生が山ノ内町に訪れ、1泊2日の農業体験学習を実施しているところであります。

次に、学校の樹木の落ち葉の処理についてでございますが、現状では樹木の落ち葉は燃えるごみとしてクリーンセンターに運び、処理していただいているところであります。議員さんご指摘のこちらの落ち葉の活用につきましては、物的、人的な問題もあり、腐葉土づくりには今現在至っておりません。微生物の働きについては、理科の学習において落ち葉を使った実験を行うなど、その働きについて学習しているところであります。

今後も各学校の地域性を十分踏まえた上で、教育活動の一環として土に触れ、土から学ぶ機会の確保に努めていきたいと考えているところであります。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それでは、自席にて2回目の質問をさせていただきます。1回目の質問に沿って順次行います。

玉村町版総合戦略の策定に当たっては、未来創生本部、これは町長が本部長だと聞いておりますが、また有識者会議において広く意見を聞いて、作成されていることと思いますが、それについての効果検証をやっているとは思いますが、1年ですからさほど詳しくは出ていないかと思いますが、その辺についてはどんな業績評価をやっているか、お伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 先ほど町長の答弁の中にこの関連する事業、27年度分、3つほど挙げさせていただきました。1つが総合戦略及び人口ビジョンの策定、それから2つ目が電動バスを購入し、この電動バスを使って道の駅玉村宿のある意味強化を行うという事業、それから子育て支援センターの床暖房工事を行って、子育て支援を行う。この3つの事業が27年度で行われた事業であります。それにつきましては、先ほど有識者会議による検証ということでありましたが、まず総合戦略と人口ビジョンの策定、これについては検証は必要ないということで、12月に策定できましたので、特に検証はいらぬということになっています。

それから、電動バスにつきましては、本来であれば道の駅に置いて、そこから事業の名前がぐるっとたまむら周遊事業ですか、その電動バスで歴史資産、代表的なものは八幡様になるわけですがけれども、玉村八幡宮のほうへお客さんを周遊するという事業が大前提のものだったのですけれども、なかなか思うようにいかないということで、むしろ電動バスの認知とか、認知度を高めるということもありまして、イベント等においてアトラクション的に使っているという状況になっています。その辺、有識者会議でも議論の対象になりまして、本来であれば先ほど言いましたように、玉村宿から八幡宮等への周遊というものが本来の目的なのですけれども、そのとおりではないという使い方についての是非については議論されたのですけれども、ある程度今ボランティアガイドも育成していますので、そういった人たちが整ってくれば、本来の使い方に戻すということを期待するというような検証になっています。

それから、子育て支援センターの床暖房事業、ほかほか子育て事業ですか、こちらのほうは当然床暖房ですから、冬季、冬の間は事業の検証ということになります。そうすると、利用者、数で一応検証したのですけれども、冬期間において利用者が対前年比19%の増ということで、こちらについては有識者会議においても非常に高い評価を受けました。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 道の駅の話が出ましたので、道の駅玉村宿も今のお話の玉村町総合戦略の一環と考えていいと思うのですが、その玉村宿を活用したことにより、あわせて電動バスも含めまして、玉村町にどれだけ有益だったかということが聞きたかったのです。大体お話は聞いたのですが、話をされたのですが、それが総合戦略の中ではどれほど効果になっているか。その総合戦略は、31年までの間の計画なものですから、どのように考えているか、そこをお聞きしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 多少繰り返しになるかもしれないのですけれども、本来はこの電動バスを購入したことによって、玉村宿の戦力アップとか、集客力アップにつなげるということが大前提の目標だったわけなのですけれども、先ほど申し上げましたように、本来の活用ということで

はありませんので、それはあくまでも27年度の話なのですけれども、つついイベント等でのアトラクション的な使い方になったということで、それが28年度も既に本来の使い方になっているのかというと、それについてまだ完成しておりませんので、また今後の計画次第ということになります。これがうまく機能していけば、それなりに玉村宿の集客力のアップにつながるものと期待しています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 本来の目的どおりで集客できればそれにこしたことはないと思いますけれども、それにあわせてことし売り出しというか、のぼり旗なんかもつくりましたけれども、立ててありましたけれども、麦秋の郷、これが初めてのことなので、なかなか成果はわからないかもしれませんが、その感触というか、今後の見通しというか、それがまた総合戦略に足しになっているのか、その辺はいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 総合戦略におきましては、4つの施策の分野があるわけですが、その一つに玉村町へ人を呼び込むというのが一つの施策の柱になります。その中には、当然玉村町の風景を生かした、風景を目的に外から人口が、人口というか、流入してほしいと、人の流れをつくりたいというのが総合戦略の一つの施策になっているわけですし、その点で言うと麦秋の郷、こちらを広めていけば、麦秋の郷はどんなものなのかと、そういった形で見に来る。そういったものも期待できるでしょうし、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、玉村の風景の写真コンテスト、こちらのほうを開催することによって、玉村の風景の写真ですから、当然玉村町へ来なければ写真を撮れないわけで、できれば町外の方、県外の方等々をなるべく多く呼び込んで、コンテストを行う。それで写真を撮りに来てもらおうと、そういったことも総合戦略の中でうたっている施策の一つになっています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） そんなようで集客できればいいと思います。

また、引き続き関連なのですが、玉村町総合戦略の中の一つとして高崎玉村スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路を活用したまちづくりというのがあると思うのですが、このスマートインターチェンジを活用したまちづくりというのは、具体的にはどのようなことなのか、お聞きしたいと思います。私個人としては、個人の考えですけれども、インターチェンジ付近にも都市計画道路が計画決定されているわけなのですけれども、これを接続させて利便性を高め、人の出入り、新たに玉村町に住む人、定住する人をふやすような、そういったことに利用できないか、そういった計画はないのか、その辺をあわせてお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 道の駅付近の都市計画道路のほうのお尋ねでよろしいですか。それを核といたしますか、利用したまちづくりというようなことでよろしかったでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それも含めて、インターチェンジを活用したというのがあると思うのですね、これを見ますと。それなので、その辺は都市計画道路が計画されているのだから、それはどのように考えているかと、そういうことです。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） スマートインター周辺の開発のほうの関係でございますが、こちらの件につきましてたびたびご質問等いただいている関係がございます。

さきの議会におきましても、その辺の開発についてということでお尋ねがあったことを記憶しております。その際には、地元も含めた形で協議会のほうがございまして、商業系のまちづくりということである程度の方向性という話では固まったといたしますか、方向性が打ち出されたというような形では聞いております。ただ、前回の議会においてもちょっとそのあたりのフォローの質問があったわけでありまして、深谷市のほうで三菱地所がアウトレットモールといたしますか、そちらのほうが具体化するということで、かなり距離のほうも近いという関係で、今後インター周辺のまちづくりにつきましては、一度商業系にこだわらず、別の手法、方法について今後は考えていかなければならないかなということでお答えをさせていただいたことがあるかと思えます。当然渡邊議員がおっしゃるとおり、そこに計画決定された都市計画道路ということもございまして、それにつきましては、具体的な開発計画、熟度の問題もあろうかと思えますが、そちらのほうで計画上、道路が決定されているということで、まちづくりをする上ではそれを生かした構想といたしますか、計画が当然なされるべきというふうには考えてございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 実は、こぎつけみたいな感じなのですが、実は3月議会で同じような質問をしまして、商業系でもお答えいただきましたけれども、深谷市のほうでアウトレットモールの工事が既に始まっているので、無理ではないかと、方向を少し変えて考えましょうという答弁をいただいたような記憶をしているのですが、そんなことなので、その辺を含めまして、都市計画の見直しだとか、そういうのも含めた中で、道路をまずつなげたらいかかと、考えはあるかと、そういう話で

今質問させてもらったのですが、大体話はわかりましたので、次に進ませてまいります。

総合戦略の中には、いろんなことがあると思うのですが、玉村町はふるさと納税のお礼として食肉のお礼というのですか、お返しとして、食肉センター、群馬県食肉卸市場の肉を使っていると思うのですが、これは先日食肉センターのほうのお祭りというのですか、感謝祭というのですか、それにちょっと経済のほうでお邪魔したのですが、そんなときの話で、EUとかアメリカへ輸出許可を持っているのは日本で2つぐらいしかないのだという話をしていたようですが、そういった特徴のあるものをうまく利用して、玉村町の特徴にして売り出したらいいのではないかと。食肉センターは民間ですから、民間として努力しているのでしょうか、それに多少は町もかかわったかどうか。かかっているのでしょうか、もしかかっているとしたらどのようにかかっているのか、お伺いしたいと思いますけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） ふるさと納税に対するお礼というのですか、の品物の話かと思うのですが、今食肉市場の言ってみれば食肉、そういったものがお礼の品になっているかと思うのですが、今1つ候補に挙がりつつあるのが、全国食肉学校がこの夏、ベーコンとウインナー、こちらのほうを販売するという、定款を変えて、今度は販売できるというふうになったそうなのです。非常に言葉をちょっとあれなのですけれども、本物のベーコンだよということで、この前議員の皆さんには何人か試食していただいたのですけれども、花火大会のときにちょっと配ったというのがあるので、あれを2週間かけて熟成して、学校いわく本物のベーコン、本場ドイツになるのですか、作り方をそのままにつくるという、そのベーコンを今度ふるさと納税の返礼品というのですか、お礼の品に加えたらどうかという計画が今持ち上がりつつあるのです。ただ、いかんせん食肉学校なので、本業は学校ですから、どこまで量的につくれるかというのは1つあるのですが、その辺もクリアできれば、その辺を考えていきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） そういったことで、今の食肉学校なのなのですが、お礼、返礼品に使うにしても、全国で2カ所しかない、日本で一番いい肉だとか、何かそういう宣伝のものを一つ一緒に入れてやるとか、そういったことで知名度を上げるというか、肉の宣伝になって、玉村町に行ってみよう、道の駅へ行ってみようということで集客につなげるようなことも考えたらよろしいのではないかと思いますけれども。

また、先ほども話が出ていましたけれども、八幡様、玉村八幡宮ですね、これに正月に四十数台の大型バスが寄ったそうなのですが、玉村町においては少ない観光資源の中で日光例幣使道の宿場町であったことから、歴史遺産として少なからず価値があると思うのですが、このようなことか

ら観光という観点からも、総合戦略を活用して、あわせて八幡様、例幣使道の宿場町というの、その辺もある程度具体的なものというか、考えていったほうがよろしいかと思うのですが、観光ガイドの話がさっき出ていましたけれども、あわせてそれに観光ガイドが説明できるネタというのですか、資料というのですか、そういうのも考えたほうがよろしいかと思えますけれども、その辺は何か案かお考えがありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 議員さんおっしゃるように、総合戦略の中に観光ガイドの育成というものも施策として盛り込まれております。現に28年度、今年度育成というか、養成講座等も開いて観光ボランティアを推進するという事業も進めております。当然そのボランティアは八幡様の説明であるとか、あるいは日光例幣使道の町並みの説明であるとか、そういったことを当然行うわけでして、そちらのほうの育成に努めております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） だんだん時間もなくなってきましたので、次の質問に移らせていただきます。

国、環境省の地球温暖化対策の一つとして再生可能エネルギーの導入を推進していると思うのですが、先ほど町長のほうから答弁いただきましたが、そんな中でやっぱり地球温暖化対策の推進に関する法律、温対法というそうですけれども、そんな中で地方自治体も協力、強制ではないようですが、努力義務が必要なようですけれども、そんな中で町、自治体先頭に立って、町営でやれということではなく、そういったことを推進する、事業としてやる人をバックアップするようなことも、農地転用とか難しい問題もあるようですけれども、考えたほうがよろしいと思います。そんな中で太陽光発電が一番有利なのでしょうけれども、その再生可能エネルギーの中では。でも、本当に微々たる話かもしれませんが、小水力発電とか、そういうのも考えられないことはないような気がするのです。処理場の水は一年中出ているのでしょうか。その辺はちょっと詳しいことはわかりませんが、そういったことで町としては町営とは言わなくても、町誘導でそういったことを考えておられないかどうか、その辺をお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後4時36分休憩

午後4時37分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 今小水力発電というご質問だと思うのですが、現在小水力発電の考えはございませんけれども、随分前の昔の話なのですけれども、1度下水道の、圏央下水道事務所の排水で小水力発電できないかということで、業者の方が1度お見えになったことはありましたけれども、これはかなり以前の話ですけれども、現在まだ実現化にはなっていないということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 小水力発電はそれでいいのですけれども、地球温暖化対策推進に関する法律というのがあるようなのですが、そんな中で町なんかは、町というか、自治体は協力しなくてもいいのですかと、そういう質問が聞きたかった部分なのですが、それはしなくていいならいい、私もわからないので、いいのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

事業用の補助のほうはさせていただいていないのですけれども、家庭用の発電につきましては太陽光発電につきましては1キロワット3万円ということで、9万円を限度に1戸当たり。昨年も90件、約800万円ほどの補助金をお支払いしております。ことしも8月末なのですけれども、約32件、280万円ほど支給、支払いをさせていただいています。そういう観点から、町のほうも協力させていただいて、なかなか町主導でそういう事業をやるとするのは難しいかと思えます。特に太陽光発電につきましては、当初に比べて売電価格が下がっているという現状があるかと思えます。それに反比例して、太陽光発電の設備自体は安くなっていると思うのですけれども、その辺も国の政策にかかわってくるかと思うのですけれども、引き続き町のほうもそういう補助等を通して協力していきたいとは思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 町は、各家庭がそういった太陽光発電を設置した場合には、今言ったとおり、1キロ3万円の補助を出している。それを承知しているところなのでございますけれども、国のほうはどうなのですか。そういう自治体とかが再生可能エネルギー、太陽光発電なら太陽光発電を設置するとします。そのときには、何か財政上の支援措置みたいなのは、そういうのはないのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 小林賢一君発言〕

◇生活環境安全課長（小林賢一君） お答えいたします。

国のほうで直接例えば町等が、公共団体等が発電施設をやった場合に補助があるかどうか、ちょっと申しわけないけれども、ちょっとわからないのですが、先ほど申したように、国の再生可能エネルギーを今後利用していくという考え方は、当然今引き続きやっているかと思うので、またその辺ももしそういう補助等があれば、私のほうもちょっと研究させていただいて、取り入れられるものは取り入れるという形で今後検討はしていきたいと思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 町としてはそんな大きな話ではなくて、地球温暖化対策の一環として、例えば電気自動車を公用車に導入するとか、そういった考えはございませんでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 町のほうも現在ハイブリッドというのでしょうか、ハイブリッド自動車というのが現在2台導入されておりますけれども、可能であればできる限り導入していきたいと考えているのですけれども、現在まだ意外と高価なものでして、まだどんどん導入するというところまでには至っていないという状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 心がけているというか、研究段階ということかもしれませんけれども、例えば道の駅には充電の設備があります。それでも100円ぐらいで、大体今市販されている電気自動車は70キロぐらい走れるらしいのですが、100円で70キロ走れば、町内しか動かないのだから、ガソリンよりずっと安いし、温暖化には非常に協力できると、そういう気はしますけれども、これは参考ということで聞いておいてもらえればいいと思います。

次の質問に移らせていただきます。野菜だの米は、田んぼや畑でできることは承知して、教育長さん、随分いろいろやってくれているので、安心はしているところなのですが、やっぱり子供たちが、親と言ってもいいぐらいな年代になってきたのですが、ややもすると泥だらけになる子とか、不潔だとか、汚いだとかという傾向になりがちだと、そんな時代だと思うのですが、子供は年齢が小さいうちに、できれば就学前に体験させることがいいことで、そういうこともやっているようで、いいと思うのですが、さらにそういったことを進めていただきたいと思います。子供が土に触れること自体が大きな意味があると思うので、またできた野菜に土がついている。これが私はいい経験、いい勉強になると思っています。その辺はあれですか、教育長さんはよく

指導させて、学校にやらせているようですけれども、子供たちの反応というか、成果というか、親たちも含めてどんな感じですか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） やはり食物、生物を育てるという、種から実になるまで、自分で面倒を見た、世話をしたという、そういう喜びを感じられるのが実体験だというふうに感じておりますし、ただ買って来て、はい、これがタマネギですよ、ジャガイモですよではなくて、土の中から掘り出したと、それがやはり子供たちの一番大きな成長の糧になるのではないかなというふうに思いますし、その中に子供たちの育てた感動というのがあると思います。やはりそれを大事にしていくことが一つの教育の大きな役割だというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 質問していて、こんなのもあれですけれども、私も同感だと思っていますので、ぜひ引き続き子供たちにそういったことを体験させて、授業の一環でお願いしたいと思います。

また、引き続きその関係ではございますけれども、微生物というのは一握りの土の中に数十億いると言われているのですけれども、校庭で落ちた葉っぱ、落ち葉、これを微生物が分解して、循環するわけです。土に落ちて、それを栽培者、我々農家が栽培して、消費者が食べて、またそれを循環する。そういう輪の仕組みを勉強させる機会。体験はちょっと今のところダストセンターで焼却しているようですけれども、それも勉強としてやらせたらいかかかと思っていますけれども、その辺また中学校の授業の中で現在やっておられるのですか、授業としては。どうですか。勉強だけでもいいです。体験ではなくても。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 当然生物の中で、微生物に関する学習内容も理科の中に含まれております。ですから、腐葉土からいろいろな虫が出て、それがふんをして、いろいろ循環社会をつくっているということについては、それぞれの段階で学習しているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） それら子供たちの教育として教えていただいて、社会の仕組みもだんだんわかるようになって。なるべく小さいうちからぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、そういったことをやってもらうと、多分玉村町の子供というのはいい子になると思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

◇

○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日9月7日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時47分散会